

令和 5 年度

鳥取市包括外部監査 結果報告書

「基金の管理・運用及び基金に関する事業の執行について」

鳥取市包括外部監査人

税理士 田中 幸一朗

目 次

第 1 章	監査の概要	1
第 1	監査の種類	1
第 2	選定した特定の事件名	1
第 3	監査の対象とした理由	1
第 4	監査の対象期間	1
第 5	監査の視点	2
第 6	監査の方法	2
第 7	監査の日程等	2
第 8	包括外部監査の実施者	3
第 9	利害関係	3
第 2 章	監査の対象	4
第 1	概要	4
第 2	監査の対象部署	8
第 3 章	監査の結果	10
第 1	指摘事項及び意見の件数	10
第 2	指摘事項及び意見	11
1	総括	11
(1)	指摘事項の要旨	11
(2)	意見の要旨	14
2	指摘事項及び意見の内容	17
(1)	基金の運用・管理に関する共通事項	17
(2)	財政調整基金	23
(3)	減債基金	25
(4)	職員退職手当基金	27
(5)	公共施設等整備基金	29
(6)	地域振興基金	34
(7)	ふるさと納税基金	36
(8)	新型コロナウイルス感染症緊急対策基金	39
(9)	各財産区基金	41
(10)	土地開発基金及び墓苑事業基金	49
(11)	電源立地地域対策交付金基金	58
(12)	人づくり・まちづくり基金	60
(13)	電気事業基金	63

(14) 地域福祉基金	66
(15) 介護給付費等準備基金	69
(16) 国民健康保険運営準備基金	72
(17) 温泉事業基金	74
(18) 農業振興基金	76
(19) 大規模飼料作経営安定化基金	78
(20) 市行造林基金	80
(21) 漁港整備推進基金	82
(22) 森林環境譲与税基金	84
(23) 中山間地域農村活性化基金及び中山間ふるさと・水と土保全対策基金	87
(24) 気高町奥沢見地区渇水対策事業基金	90
(25) 殿ダム水源地域対策事業基金	92
(26) 緑化基金	94
(27) 下水道等事業推進基金	96
(28) 市立学校基金	98
(29) 特別支援学級教育振興基金	102
(30) 教育福祉振興基金	104
(31) 青少年育成基金	107
3 その他	109

第 1 章 監査の概要

第 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

第 2 選定した特定の事件名

基金の管理・運用及び基金に関する事業の執行について

第 3 監査の対象とした理由

「会計年度独立の原則」は行政の財政運営の原則の一つである。各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって充てなければならないとするものであるが、「基金」はその「会計年度独立の原則」の例外である。一の会計年度の歳入と歳出は「フロー」である一方、基金は、「ストック」であり、いわば貯蓄であるため、運用果実による積極的な事業展開や、年度を超えた財政需要に対する機動的な財政出動を可能とし、その活用の如何で大変有効に機能する。しかし、基金の運用は、将来を見込んだ積立てや今まで積み上げられたものを事業の財源として取り崩すといった自治体内部の長期的な財政運営であり、市民にとってあまり身近な存在ではない。

鳥取市は、令和 4 年度末（令和 5 年 3 月 31 日）において 39 基金を有する。基金残高は約 163 億円であり鳥取市の年間財政規模からみてインパクトが大きいことや、一度基金の現況を網羅的に整理し、市民にとって理解が進むものにしたいと考えたことから、監査の対象とした。

近年、基金は行政の非効率や税金の無駄の温床として批判されることもある。しかし、近年頻発する災害への対応や少子化等による人口減少社会に向けた対応など、想定外かつ予測困難な事態への備えや、先行きが不透明な中での財政の安定化、世代間の公平性確保がこれまで以上に求められる昨今においては、「ストック」たる基金の重要性は増すと思われる。単なる無駄や非効率とするのではなく、その存在意義と重要性を認識し、役割を再考していくことが肝要である。この監査を通じて、市民にとって基金への関心が進み、活用に向けての議論活発化の一助になれば幸いである。

第 4 監査の対象期間

令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から同 5 年 3 月 31 日まで）を監査対象としているが、必要に応じて過年度についても監査の対象とした。

第5 監査の視点

地方公共団体の包括外部監査は、独立した立場の包括外部監査人が主として財務に関する事務の執行を監査し、行政の信頼性を確保することを目的としたものである。法令、条例、規則等への合規性のほか、監査対象である基金の特性を踏まえ、次の事項も重要項目とし監査を実施した。

- ア 基金の積立・保管・運用・取崩等は、適正に実施されているか。
- イ 基金に係る収入・支出は適正であるか。
- ウ 資金運用の確実性・有効性は確保されているか。
- エ 基金運用の流動性は確保されているか。
- オ 基金の活用について方針や計画が示されているか。
- カ 基金の規模は適正であり、廃止や見直し、統合の必要はないか。
- キ 基金はその設置趣旨に沿い積極的に活用されているか。
- ク 基金を活用し実施されている事業は適正に執行、運営がなされているか。

第6 監査の方法

基金の管理・運用及び基金に関する事業への支出の監査に関し、次の方法により監査を実施した。

- ア 全ての基金について、所管課に基金の概要、過去5年間の残高推移、基金の充当事業について調査するため、「個別調査票」の作成及び提出を依頼した。
- イ アの「個別調査票」に基づき、基金を所管する部署に対しヒアリングを実施した。
- ウ イのヒアリング実施後、基金の関連資料の提出を依頼した。閲覧の上、分析及び照合を行い、所管課に対し質疑応答（書面又は口頭）を行った。
- エ その他必要に応じ、関係人への訪問調査を行い、関係人が実施した基金に関連する事項についてヒアリングを行い、資料を閲覧した。

第7 監査の日程等

内容	実施日
監査テーマ選定に係る予備調査（市立病院、経済・雇用戦略課、企業立地・支援課、観光・ジオパーク推進課、資産活用推進課、財産経営課）	6月2日（金）

監査テーマ選定に係る予備調査（下水道企画課、下水道経営課、まちなか未来創造課、都市環境課、農政企画課、林務水産課、農村整備課）	6月5日（月）
監査テーマ選定に係る予備調査（水道局、行財政改革課、出納室）	6月12日（月）
監査テーマ決定及び通知（鳥取市監査委員）	6月26日（月）
監査対象部署への監査対象の概要ヒアリング（水道局、下水道企画課、地域福祉課、文化交流課、保険年金課、観光・ジオパーク推進課、学校教育課、農村整備課、行財政改革課）	7月21日（金）
監査対象部署への監査対象の概要ヒアリング（市立病院、政策企画課、職員課、教育総務課、長寿社会課、生活環境課、都市環境課、林務水産課、学校保健給食課、生涯学習・スポーツ課、農政企画課、財産経営課、資産活用推進課、出納室）	7月25日（火）
関係資料の閲覧、所管課への質疑応答の開始	7月26日（水）
関係人への訪問調査（鳥取市土地開発公社）	10月26日（木）
監査報告書 原案提示	12月6日（水）
監査報告書 原案に係る意見交換及び調整（教育総務課、農政企画課、長寿社会課、観光・ジオパーク推進課、行財政改革課、資産活用推進課、生活環境課、出納室）	12月22日（金）
監査報告書 提出	令和6年 1月10日（水）

第8 包括外部監査の実施者

外部監査人	税理士	田 中 幸一朗
外部監査人補助者	税理士	前 田 剛
外部監査人補助者	税理士	西 川 退 助

第9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査の対象

第1 概要

(1) 地方自治体における基金

地方自治体における基金とは、地方公共団体が、条例に基づき、財政の安定化や特定の目的のために必要な資金を確保するため任意に設置する財産である。

(2) 基金の種類

(1)の基金は、その設置根拠を地方財政法とするものと、地方自治法とするものとに大別される。

ア 地方財政法に基づく基金

地方財政法に基づく基金は「財政調整基金」、「減債基金」である。「財政調整基金」は、やむを得ない理由により生じた年度間の財政不均衡の調整を行うために積み立てることを目的とし、「減債基金」は、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的として設けられている。

○地方財政法（地方公共団体における年度間の財源の調整）

第4条の3 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなる時、又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額（略）が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなる時は、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。

2 前項の規定により積み立てた金額（次項及び次条において「積立金」という。）から生ずる収入は、全て積立金に繰り入れなければならない。

3 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）

その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならない。

イ 地方自治法に基づく基金

地方自治法に基づく基金は「特定目的基金」とされ、「財政調整基金」「減債基金」以外で特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金である。庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金などが挙げられる。

○地方自治法

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第 1 項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第 1 項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第 233 条第 5 項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第 2 項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

(3) 鳥取市の基金一覧

令和5年3月末現在、計39基金が設置されている。

基金名称	条例制定 年月日	令和4年度末 残高（単位：円）
財政調整基金	S39.4.1	3,519,931,990
減債基金	S53.3.16	1,043,027,476
職員退職手当基金	H23.3.9	3,662,377
公共施設等整備基金	H16.9.30	2,443,450,656
地域振興基金	H17.3.29	579,943,211
ふるさと納税基金	H26.3.20	33,097,993
新型コロナウイルス感染症緊急対策基金	R2.9.25	814,657,496
国府町宇倍野財産区基金	H17.3.29	29,106,246
鹿野町鹿野財産区基金	H17.3.29	5,606,182
青谷町青谷財産区基金	H17.3.29	5,098,298
青谷町日置財産区基金	H17.3.29	537,840
青谷町勝部財産区基金	H17.3.29	4,552,898
青谷町中郷財産区基金	H17.3.29	108,057
土地開発基金	S44.10.3	2,233,585,641
電源立地地域対策交付金基金	H16.9.30	0
人づくり・まちづくり基金	H2.3.26	330,992,050
墓苑事業基金	H26.3.20	74,806,000
電気事業基金	H26.3.20	70,188,817
地域福祉基金	H3.9.27	119,623,485
介護給付費等準備基金	H12.3.28	2,374,968,671
国民健康保険運営準備基金	S39.4.1	1,673,859,905
温泉事業基金	H16.9.30	113,345,446
農業振興基金	H8.3.25	205,418,689
大規模飼料作経営安定化基金	H24.9.26	3,399,975
市行造林基金	S57.4.1	25,866,065
漁港整備推進基金	H16.9.30	93,917,143
森林環境譲与税基金	R1.7.1	204,601,273
中山間地域農村活性化基金	H5.9.24	8,015,525
中山間ふるさと・水と土保全対策基金	H16.9.30	4,840,787
気高町奥沢見地区渇水対策事業基金	R3.6.30	7,386,923

殿ダム水源地域対策事業基金	H16. 9. 30	163, 310, 636
緑化基金	H23. 3. 9	833
下水道等事業推進基金	H7. 12. 21	90, 130, 904
市立学校基金	S39. 4. 1	7, 858, 936
特別支援学級教育振興基金	S44. 4. 1	1, 200, 000
教育福祉振興基金	S60. 6. 28	54, 626, 632
青少年育成基金	S55. 10. 1	24, 849, 216
鳥取市水道事業基金	S39. 4. 1	0
鳥取市病院事業基金	S39. 4. 1	0
計		16, 369, 574, 272

(4) 鳥取市における基金の運用状況

基金は地方自治法第 241 条第 2 項の規定により、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。これに基づき鳥取市の基金は、預金並びに債券、貸付金及び繰替に運用されている。

ア 運用状況一覧

区分	運用額（千円）	運用益（千円）	利率（％）
預金	210, 000	41	0. 020
債券運用	1, 899, 413	25, 911	1. 561～0. 711
貸付運用	1, 715, 261	66	0. 003
繰替運用	12, 544, 900	375	0. 003

イ 基金で保有する債券一覧

○財政調整基金

銘柄	年数	券面金額 （千円）	約定利 率（％）	償還 年月日
愛知県平成 27 年度第 14 回公募公債	20	100, 000	1. 129	R17. 11. 19
名古屋市第 18 回公募公債	20	200, 000	1. 139	R17. 11. 20
京都市第 14 回公募公債	20	100, 000	1. 139	R17. 11. 22
埼玉県第 17 回公募公債	20	100, 000	1. 125	R17. 12. 10
第 267 回日本高速道路債務返済機構債 （政府保証）	20	200, 000	0. 934	R18. 1. 31
大阪市第 21 回公募公債	20	100, 000	0. 970	R18. 1. 29
第 50 回利付国庫債券	30	100, 000	0. 800	R28. 3. 20

広島県平成 27 年度第 2 回公募公債	30	100,000	0.711	R28.3.22
第 433 回日本高速道路債務返済機構債 (政府保証)	20	200,000	1.140	R24.12.26
計		1,200,000		

○減債基金

銘柄	年数	券面金額 (千円)	約定利 率(%)	償還 年月日
島根県平成 27 年度第 1 回公募公債	30	200,000	1.561	R27.9.20
川崎市第 21 回公募公債	20	200,000	1.110	R17.9.20
第 48 回地方公共団体金融機構債	20	300,000	1.121	R17.12.28
計		700,000		

第 2 監査の対象部署

部署名	基金名称	区分
職員課	職員退職手当基金	所管
行財政改革課	財政調整基金 減債基金 公共施設等整備基金 地域振興基金 ふるさと納税基金 新型コロナウイルス感染症緊急対策基金	所管
財産経営課	国府町宇倍野財産区基金 鹿野町鹿野財産区基金 青谷町青谷財産区基金 青谷町日置財産区基金 青谷町勝部財産区基金 青谷町中郷財産区基金	所管
資産活用推進課	土地開発基金	所管
政策企画課	電源立地地域対策交付金基金	所管
文化交流課	人づくり・まちづくり基金	所管
生活環境課	墓苑事業基金 電気事業基金	所管
地域福祉課	地域福祉基金	所管
長寿社会課	介護給付費等準備基金	所管
保険年金課	国民健康保険運営準備基金	所管

観光・ジオパーク推進課	温泉事業基金	所管
農政企画課	農業振興基金 大規模飼料作経営安定化基金	所管
林務水産課	市行造林基金 漁港整備推進基金 森林環境譲与税基金	所管
農村整備課	中山間地域農村活性化基金 中山間ふるさと・水と土保全対策基金 気高町奥沢見地区湧水対策事業基金	所管
都市環境課	殿ダム水源地域対策事業基金 緑化基金	所管
下水道企画課	下水道等事業推進基金	所管
教育総務課	市立学校基金	所管
学校教育課	特別支援学級教育振興基金	所管
学校保健給食課	教育福祉振興基金	所管
生涯学習・スポーツ課	青少年育成基金	所管
水道局	鳥取市水道事業基金	所管
市立病院	鳥取市病院事業基金	所管
出納室	—	運用

第3章 監査の結果

第1 指摘事項及び意見の件数

監査の結果として、「指摘事項」及び「意見」の件数を基金ごとに次のとおり取りまとめた。

「指摘事項」とは、「監査の視点」に基づき強く改善を求める事項として記載した。また、「意見」とは、「指摘事項」には該当しないものの、基金の有効活用の観点から改善を要望するものであり、市として何らかの対応を期待する事項として記載している。

項目・基金名称	指摘 事項	意見
基金の運用・管理に関する共通事項		4
財政調整基金		
減債基金		
職員退職手当基金		1
公共施設等整備基金		1
地域振興基金		
ふるさと納税基金		
新型コロナウイルス感染症緊急対策基金		
国府町宇倍野財産区基金		
鹿野町鹿野財産区基金		
青谷町青谷財産区基金		
青谷町日置財産区基金		
青谷町勝部財産区基金		
青谷町中郷財産区基金		
土地開発基金 墓苑事業基金	5	
電源立地地域対策交付金基金	1	
人づくり・まちづくり基金	1	1
電気事業基金		1
地域福祉基金		1
介護給付費等準備基金		
国民健康保険運営準備基金		
温泉事業基金		

農業振興基金		
大規模飼料作経営安定化基金		
市行造林基金		
漁港整備推進基金	1	
森林環境譲与税基金		
中山間地域農村活性化基金	1	
中山間ふるさと・水と土保全対策基金		
気高町奥沢見地区渇水対策事業基金		
殿ダム水源地域対策事業基金		
緑化基金	1	
下水道等事業推進基金		
市立学校基金	1	
特別支援学級教育振興基金	1	
教育福祉振興基金	3	
青少年育成基金		1
鳥取市水道事業基金		
鳥取市病院事業基金		
計	15	10

第２ 指摘事項及び意見

１ 総括

監査結果の総括として、複数の基金に共通する項目に分けて指摘事項及び意見の要旨を次のとおり記載する。

なお、「鳥取市水道事業基金」、「鳥取市病院事業基金」については、関係資料の閲覧や所管課からのヒアリングを行ったが、公営企業会計の利益剰余金と同義であるため指摘事項及び意見の対象外とした。

（１）指摘事項の要旨

ア 運用及び活用に関し改善を要する基金

基金名	要旨
土地開発基金 墓苑事業基金	【指摘事項】第二いなば墓苑（第３期工事）に係る債権債務の整理について ・第二いなば墓苑（第３期工事）事業について、市は、土地開発公社に対し、墓苑使用料収入を支払原資とする費用補償に係る長期的な債務を負う一方、土地開発公社が土地

	開発基金からの借入金をその費用補償の支払をもって順次返済していることから、合わせて長期的な債権（貸付金）も有している現状にある。基金設置の趣旨、市の長期債務の解消及び長期債権の回収等の観点から、債権と債務を相殺し、その債務契約の一括解消を図るとともに、土地開発公社に対する長期的な債権（貸付金）を消滅させるべきである。 【指摘事項】第二いなば墓苑（第３期工事）に係る費用の精査について ・第二いなば墓苑（第３期工事）事業に係る土地開発公社に対する費用補償たる「金銭給付契約」には、第１期及び第２期分の費用補償が混在しているためそれらは別契約とすべきである。 また、基金からの貸付利息を市が補償することは不適切であるほか、第１期及び第２期分に関し、繰上返済により既に額が確定しているはずである金融機関の借入利息は速やかに精算を図るべきである。 【指摘事項】青谷望町団地に係る土地開発公社への貸付について ・公用地の先行取得に該当しない青谷望町団地に係る土地開発公社への貸付は、土地開発基金条例の趣旨に違反し不適切であるため、貸付関係を解消し貸付金の回収を図るべきである。 【指摘事項】先行取得土地の買い戻しについて ・土地開発公社が先行取得している公共用地（市立病院用地、新都市用地、市庁舎駐車場拡張事業用地）につき、買い戻しに向けた動きを再開すべきである。なお、買い戻しまでの期間に生じる賃料について、取扱いを整理し明確化すべきである。
教育福祉振興基金	【指摘事項】寄附金の積極的活用について ・民間企業から受けた児童支援を目的とする寄附金の一部が、複数年の間活用されず基金に残されたままであるため、寄附者の意図に沿い取り崩して積極的に活用すべきである。

イ 充当事業の審査について改善を要する基金

基金名	要旨
人づくり・まちづくり基金	【指摘事項】市民国際交流推進事業の補助金選考委員会について ・「市民国際交流推進事業補助金」について、連年にわたり交付を受けている団体の関係者が選考委員会に含まれているため、補助金の公正性の確保の観点から、構成員の見直しを行うべきである。
教育福祉振興基金	【指摘事項】補助金廃止に伴う補助金交付要綱の改正について ・教育福祉振興基金による「心身障害者通所作業訓練事業補助金」は現在廃止されているため、補助金交付要綱から削除すべきである。 【指摘事項】補助金の採択基準の整備について ・「中学校就学奨励補助金」の交付要件である「優良な生徒であること」の判定にあたっては、補助金の公正性の確保の観点から、評価項目の明確化や数値化を伴った客観的基準を設けるべきである。

ウ 活用方針・計画の策定を要する基金

基金名	要旨
墓苑事業基金	【指摘事項】墓苑事業基金の活用方針について ・積み上がっている基金について活用方針が定まっていなため、活用方針を示すべきである。
漁港整備推進基金	【指摘事項】市債の償還に合わせた取崩計画の策定について ・基金の活用計画が策定されていないが、基金積立の原資である県補助金は漁港整備に係る市債の償還を目的としたものであるため、その償還時期に合わせた基金の活用計画を策定すべきである。

エ 統合すべき基金

基金名	要旨
中山間地域農村活性化基金	【指摘事項】基金の統合について ・2つの基金は目的を同じとし、並立させる合理的な理由

中山間ふるさと・水と土保全対策基金	がなく、むしろ一体活用することが効率的であるため統合すべきである。
-------------------	-----------------------------------

オ 廃止すべき基金

基金名	要旨
電源立地地域対策交付金基金	【指摘事項】基金の廃止について ・基金残高が０円であり、かつ電源立地地域対策交付金を積み立てる必要性がなくなっているため、基金を廃止すべきである。
緑化基金	【指摘事項】基金の廃止について ・基金はその設置目的である「全国都市緑化フェア」が終了したことや、その後の都市緑化事業においても基金を用いなくても支障がないことから、役割を終えたと判断し、基金を廃止すべきである。

カ 在り方を検討すべき基金

基金名	要旨
特別支援学級教育振興基金	【指摘事項】条例の改廃を前提とした基金の在り方の検討について ・条例により基金元本が少額に固定されているため、運用効果がほとんどみられず、かつ積み立ても取り崩しもできないという基金の有効活用の手立てがない実態があることから、条例の改廃を行うことを前提に、基金の廃止や統合など基金の在り方を検討すべきである。
市立学校基金	【指摘事項】基金の在り方の検討について ・基金の設置目的である学校林としての活用が全くなされていない現状があることから、今後学校林としての活用が見込まれないのであれば、基金廃止も視野に入れ在り方を検討すべきである。

(2) 意見の要旨

(1) の他、意見とした事案については、次のとおりである。

ア 基金の運用全般について

項目	要旨
債券の売買について	【意見】債券売買に係る体制の強化について

	・基金の債券売買について安全かつ確実な事務を継続遂行するため、債券売買に係る担当職員の増員の検討及び研修機会の提供をされたい。 【意見】債券売買に関するリスク管理体制について ・基金の債券売買は高額取引となることから、不正やミスの防止等のため、債券売買の内部マニュアルを整備しリスク管理を進めるべきである。
繰替運用について	【意見】繰替運用の在り方について ・年度当初に基金現金の残高の全額を繰替運用することありきではなく、必要額について検討の過程を経て、その結果として繰替運用額が決定されるよう、検討過程や決定に至るまでのルール化を含め、対応を見直すべきである。
基金財産の管理について	【意見】基金増減計算書の報告漏れについて ・令和４年度に、10基金について鳥取市財産規則に定める「基金増減計算書」の会計管理者への報告が漏れていたため、今後は報告を遺漏なく行われたい。

イ 各基金への意見

基金名	要旨
職員退職手当基金	【意見】基金適正規模に向けた計画的積み立てについて ・基金の設置目的は、義務的経費である退職手当に係る歳出の年度間の財政の平準化にあるが、その目的を達する基金規模にないため、計画的な基金積み立てが望まれる。
公共施設等整備基金	【意見】ファシリティマネジメントに沿った基金活用について ・今後の公共施設の老朽化に対し限りある基金を有効活用するため、公共施設の整備費用への基金充当については、各担当課が連携の上、「鳥取市公共施設の経営基本方針」に沿った施設選定等を行われたい。
人づくり・まちづくり基金	【意見】基金の取り崩しの検討について ・少額の運用益を補助金の財源として充当しているのみで、基金元本の動きがほとんどなく凍結状態であるため、取り崩しによる活用を検討されたい。
電気事業基金	【意見】FIT 期間終了後の支出の見通しと基金活用について ・FIT 期間終了後に電気事業を安定的に経営していくため、

	「収入」の予測ができなくとも、「支出」の見通しを立て、今後の基金の活用策を検討することが望ましい。
地域福祉基金	【意見】基金の活用について ・少額の運用益を市社協への助成金の財源として充当しているのみで、基金元本の動きがほとんどなく凍結状態であるため、取り崩しによる活用を検討されたい。
青少年育成基金	【意見】スポーツ分野以外への基金の活用について ・基金設置後の基金の事業費充当実績はスポーツ分野だけであるが、基金条例における「青少年健全育成事業」はスポーツ分野に限定していないため、スポーツ分野以外の文化活動分野や社会奉仕活動分野における積極的な基金活用を検討されたい。

2 指摘事項及び意見の内容

(1) 基金の運用・管理に関する共通事項

① 債券の売買について

ア 概要

鳥取市は、基金の債券運用に関する基本的事項として「鳥取市債券運用指針」（以下「運用指針」という。）を策定し、基金に属する現金を地方自治法第 241 条第 2 項の規定に基づき、確実かつ効率的に運用することとしている。

○運用の優先順位（運用指針第 3 条）

債券の選択に関わる判断の優先順位は、次の順序によるものとする。

- (1) 安全性（元本が確実に保全されていること。）
- (2) 流動性（将来の資金需要に即応できること。）
- (3) 効率性（安全性及び流動性を確保した上で、利益を追求すること。）

運用指針では、地方自治法第 241 条第 2 項「確実かつ効率的に運用しなければならない」に規定する確実性と効率性の他、「流動性」が加えられ、その「流動性」は効率性よりも優先すべきものとされている。

○適用対象債券（運用指針第 6 条）

運用の対象となる債券は、元本償還が確実な国債、地方債（地方金融機構債を含む）、政府保証債並びに政府関係機関債の政府保証債でないもののうち SDGs 債として発行されるもの（JICA 債など）とする。

政府保証が付されていない財投機関債等まで対象を広げており、一般的には政府保証債より信用は落ちるものの、持続可能な社会づくりに資する債券への運用により、社会貢献を図りつつ、かつ政府保証債より高い運用益の獲得が可能となっている。

また、運用指針における事務取扱として「保有債券売却に係る判断基準」が設けられている。この基準は令和元年 7 月に、債券の流動化が図られるよう「鳥取市公金管理委員会」における合意に基づき、売却可能条件について改正がなされ、現在においては次のとおりとなっている。なお、売却に関する基準はあるものの、購入に関する基準は設けられていない。

○債権売却に係る判断基準

(平成 28 年 12 月 27 日施行、令和元年 7 月 12 日改正)

「鳥取市債券運用指針」第 5 条に規定する、債券を途中売却できる場合は次の場合とする。
1 売却益が 1 年間の受取利息のおおむね 10 倍以上となる場合
2 評価額が購入額を下回ったことがある債券において、売却額が購入額を上回った場合
3 評価額が購入額を下回りかつ購入額を上回る評価額となることが当分見込まれない債券を、第 1 項又は第 2 項により売却する債券と同時に売却する場合
4 資金需要が発生する場合
5 その他、市長が必要と認めた場合

なお、債権売却の権限は「鳥取市出納室設置規則」第 2 条（1）において会計管理者にある旨が定められている。なお、直近 5 年間のうちの債権の売却実績としては、次の 1 件であった。

【債券売却の詳細】

○第 2 回地方公共団体金融機構債（30 年）

「保有債券売却に係る判断基準」における 2 に該当にしたことによる売却

令和元年 8 月 5 日約定

取扱証券会社：SMBC 日興証券

売却額 102,000,000 円 売却益 2,000,000 円

○基金で保有する債券の一覧（令和 5 年 3 月末現在）

基金	銘柄	券面金額 (千円)	約定利率(%)	償還年月日
財政調整基金	愛知県平成 27 年度第 14 回公募公債 (20 年)	100,000	1.129	R17. 11.19
	名古屋市平成 27 年度第 18 回公募公債 (20 年)	200,000	1.139	R17. 11.20
	京都市平成 27 年度第 14 回公募公債 (20 年)	100,000	1.139	R17. 11.22
	埼玉県平成 27 年度第 17 回公募公債 (20 年)	100,000	1.125	R17. 12.10
	政府保証第 267 回日本高速道路債務返済	200,000	0.934	R18.

	機構債（20年）			1.31
	大阪市平成27年度第21回公募公債 （20年）	100,000	0.970	R18. 1.29
	第50回利付国庫債券 （30年）	100,000	0.800	R28. 3.20
	広島県平成27年度第2回公募公債 （30年）	100,000	0.711	R28. 3.22
	政府保証第433回日本高速道路保有債務 返済機構債（20年）	200,000	1.140	R24. 12.26
計		1,200,000		
減 債 基 金	島根県平成27年度第1回公募公債 （30年）	200,000	1.561	R27. 9.206
	川崎市平成27年度第21回公募公債 （20年）	200,000	1.110	R17. 9.20
	第48回地方公共団体金融機構債 （20年）	300,000	1.121	R17. 12.28
計		700,000		
合計		1,900,000		

イ 監査の結果

【意見】債券売買に係る体制の強化について

財政調整基金や減債基金における債券売買の判断には、一定の専門的な知識が必要になる。現在、債券の売買に携わる職員は会計管理者（出納室長兼務）と出納室長補佐（出納係長兼務）の2名だが、会計管理者を除くと実働人員は実質1名である。安全かつ確実な事務を継続遂行する観点からみると体制が脆弱であると考えられるため、担当職員の増員の検討と、研修機会の提供により安定的な事務体制を構築することが望ましい。

【意見】債券売買に関するリスク管理体制について

債券売買の決裁権限は会計管理者にあるが、債権の約定（売買）手続き自体は、証券会社への口頭連絡等により簡単に行えるものであるため、安易な管理体制は不正やミスにつながるリスクを含んでいる。現在、市においては債券売買に関する内部マニュアル等が存在しておらず、債券売買は高額取引となるため、不正やミスの防止等の観点から、債券売買に関する内部マニュアルを整備し、リスク管理を進めるべきである。

② 繰替運用について

ア 概要

基金の繰替運用とは、会計年度中に一般会計の歳計現金に不足が生じた場合において、基金に属する現金の一部を歳計現金に一時的に貸し付けることで、地方公共団体の内部での資金融通を図ることをいう。

繰替運用のメリットは、資金不足の局面において、市中金融機関等からの一時借入金に頼らないため利息支払い等を抑制できる点にあり、デメリットは、繰替運用に備え流動性の高い資金で保有しておく必要があり、長期保有の預金や債券での運用がしづらいことから運用益が少なくなる傾向となる点にある。

なお、鳥取市の繰替運用は「鳥取市基金繰替運用取扱要綱」（平成 6 年 11 月 30 日施行）により定められた事項に従い、実施されている。

かつての繰替運用に関しては、当該要綱により対象となる基金を「財政調整基金」と「減債基金」に限定し、歳計現金の資金需要に応じた繰替運用を行ってきた。しかし「公金管理研究会」（平成 16 年 2 月 27 日）における協議により、全ての基金残高を年度当初に繰替運用するよう方針が出され、それまで基金ごとに定期預金による運用を行ってきたものを、その満期が到来した基金から、順次、全額歳計現金への繰替運用を行うようになった。

これに伴い、現在は債券と貸付金を除くすべての基金残高が、年度当初から繰替運用されている。これにより歳計現金の資金繰りが安定化し、基金ごとの定期預金の継続更新等の事務処理の省力化が実現した。なお、年度当初から基金の全額を繰替運用することから、繰替運用の是非を判断する状況になく、そのための基準や手続規程等は整備されておらず、文書化もされていない。

なお、現在の繰替運用利率については「第 19 回公金管理委員会」（平成 27 年 4 月 16 日）の決定を受け、「鳥取市基金運用について」（平成 27 年 5 月 15 日策定）における「3 具体的な基金運用の方法」において大口定期預金の利率の 1.5 倍と定められている。

イ 監査の結果

【意見】繰替運用の在り方について

本来、繰替運用は、一般会計の歳計現金の不足額を行うため必要最低限の金額のみを行うべきところであるが、市は現在、年度当初において基金現金の残高の全額を繰替運用し、必要額を判断しない対応をとっている。

しかし、基金現金の残高の全額を繰替運用することありきではなく、必要額について検討の過程を経て、その結果として繰替運用額が決定されることが必要であり、その検討過程や決定に至るまでのルール化を含め、対応を見直すべ

きと考える。

繰替運用による運用利息は、単なる市の内部資金の移動に過ぎず、運用指針第3条（3）に定める「効率性」を満たすものではなく、基金運用の点においては本来望ましいものではない。基金はその目的を達成するために、外部資金の獲得努力をすべきであるし、随時目的のために活用（取崩）できる体制をとっておくべきであることを鑑みると、繰替運用は「流動性」の確保の点からも望まれるものではなく、あくまで緊急措置と捉えるべきである。

また、「基金繰替運用取扱要綱」第6（事前協議）において、繰替運用の際は「事前に市長と協議すること」と規定されている。これは上記に示した必要額のみ繰替運用すべき考えを明文化したものと考えるが、現在の繰替運用の実態をみると形骸化しており、この規定の実効性を持たせる点からも繰替運用方針の見直しが必要と考える。

そして、必要額に基づく繰替運用へ移行することについては、基金の年度活用計画と繰替運用可能額、及び歳計現金の不足額などの各要素を把握し、機動的かつ組織的に行う体制が必要となってくる。例えば、四半期に1度、基金の活用計画と歳計現金の不足見込みを確認し、随時繰替運用額を決定していくなど、小刻みの判断と即時決定を行っていくことが必須となり、そのためには関係部局の連携と手続きに関する内部ルールの整備が必要となる。繰替運用の方針と合わせ、体制整備の再検討をされたい。

なお、本意見は、繰替運用にあたり検討や手続きを経していないことが問題であると考えるに過ぎず、基金残高の全額の繰替運用を否定するものではないことを申し添える。

③ 基金財産の管理について

ア 監査の結果

【意見】基金増減計算書の報告漏れについて

「鳥取市財産規則」には、基金の増減状況について次のとおり報告義務が規定されている。

○鳥取市財産規則 第78条（会計管理者への報告）

主管課長は、基金の毎年度末における増減について基金増減報告書(様式第42号)により、翌年度の6月10日までに会計管理者に報告しなければならない。
--

監査対象期間中の報告書（令和3年度分：令和4年6月10日提出）の提出状況について監査したところ、次の基金の提出が確認できなかったため、遺漏

なく提出を行われたい。

- ① 鹿野町鹿野財産区基金
- ② 電源立地地域対策交付金基金
- ③ 地域福祉基金
- ④ 温泉事業基金
- ⑤ 農業振興基金
- ⑥ 大規模飼料作経営安定化基金
- ⑦ 中山間地域農村活性化基金
- ⑧ 中山間ふるさと水と土保全対策基金
- ⑨ 気高町奥沢見地区渇水対策事業基金
- ⑩ 青少年育成基金

(2) 財政調整基金

ア 概要

財政調整基金は、地方財政法第4条の3第1項を根拠とし、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金である。設置の経緯としては、昭和38年に地方財務の全般に関する地方自治法の改正により、従来の基本財産は積立金制度が基金制度に改められ、基金の設置・管理及び処分に関しては、条例形式によるものとされたことによる。

この基金は、第11次鳥取市総合計画や鳥取市市政改革プランにおいて、令和7年度末までに財政調整基金と減債基金の合計残高を標準財政規模の1割（50億円）以上とする目標を掲げており、市は今後も目標に向け着実に積み増し、財源が不足する年度において取り崩して活用することで、将来的にも安定した財政運営をめざすこととしている。

基金の名称	財政調整基金
所管部署	総務部行財政改革課
根拠条例	鳥取市財政調整基金条例
設置年月日	昭和39年4月1日
基金の種類	地方財政法に規定する財政調整基金 (不測の事態が発生した際に活用が見込まれるもの)
基金当初設置額	35,253,000円
設置当初の財源	一般財源
設置後の積立財源	一般財源

イ 基金の年度末残高（過去5年間）

(単位：円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
預金	2,124,948,749	2,237,626,889	2,071,873,066	2,084,077,990	2,320,518,990
債券	1,299,413,000	1,199,413,000	1,199,413,000	1,199,413,000	1,199,413,000
計	3,424,361,749	3,437,039,889	3,271,286,066	3,283,490,990	3,519,931,990

ウ 基金の増減等（過去５年間）

（単位：円）

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高		3,411,337,070	3,424,361,749	3,437,039,889	3,271,286,066	3,283,490,990
増 加	積 立			321,728,000		236,441,000
	預託利息	312,679	327,806	375,177	61,924	
	その他（注１）	12,712,000	112,350,334	12,143,000	12,143,000	
	小 計	13,024,679	112,678,140	334,246,177	12,204,924	236,441,000
減 少	事 業 費					
	その他（注２）		100,000,000	500,000,000		
	小 計	0	100,000,000	500,000,000	0	0
当年度末残高		3,424,361,749	3,437,039,889	3,271,286,066	3,283,490,990	3,519,931,990

（注１）平成 30 年度、令和 2 年度、令和 3 年度は債券運用益、令和元年度は債券運用益及び債券売り払いによる現金分の増加。

（注２）令和元年度は債券売り払いによる債券分の減少として、令和 2 年度は新型コロナウイルス対策に充てるための財源としての減少。

エ 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

オ 監査の結果

監査の結果、特に指摘等すべき事項はなかった。

(3) 減債基金

ア 概要

減債基金は、財政調整基金と同様、地方財政法第4条の3第1項の規定により、市債の償還財源の確保及び市債の適正な管理を行い、市財政の健全な運営に資するため、設置されたものである。

第11次鳥取市総合計画や鳥取市市政改革プランにおいて、令和7年度末までに財政調整基金と減債基金の合計残高を標準財政規模の1割（50億円）以上とする目標を掲げており、今後も目標に向け着実に積み増ししていくこととしている。

基金の名称	減債基金
所管部署	総務部行財政改革課
根拠条例	鳥取市減債基金条例
設置年月日	昭和54年3月16日
基金の種類	地方財政法に規定する減債基金 (繰上げ償還財源などに活用が見込まれるもの)
基金当初設置額	440,000,000円
設置当初の財源	一般財源
設置後の積立財源	一般財源

イ 基金の年度末残高（過去5年間）

(単位：円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
預金	308,094,347	316,845,470	325,597,752	334,312,484	343,027,476
債券	700,000,000	700,000,000	700,000,000	700,000,000	700,000,000
計	1,008,094,347	1,016,845,470	1,025,597,752	1,034,312,484	1,043,027,476

ウ 基金の増減等（過去5年間）

(単位：円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度末残高	999,345,028	1,008,094,347	1,016,845,470	1,025,597,752	1,034,312,484
増加	積立				
	預託利息	44,319	46,123	47,282	9,732
	債券運用益	8,705,000	8,705,000	8,705,000	8,705,000

	小 計	8,749,319	8,751,123	8,752,282	8,714,732	8,714,992
減 少	事 業 費					
	小 計	0	0	0	0	0
当年度末残高		1,008,094,347	1,016,845,470	1,025,597,752	1,034,312,484	1,043,027,476

エ 令和４年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

オ 監査の結果

監査の結果、特に指摘等すべき事項はなかった。

(4) 職員退職手当基金

ア 概要

職員の定年退職者数は平成 24 年以降に大幅増加が見込まれており、義務的経費である退職手当が一般財源に大きな影響を与えることが懸念されていた。その中、職員退職手当基金は、合併算定替えの段階的な縮減により平成 27 年度から国からの交付税が年々減少していくことや、市職員の定年退職者数が高止まりすることを受け、職員の退職手当の財源に充てるため設置され積み立てが開始されたものである。

当該基金の積立額のピークは平成 27 年度の 1,000,979,096 円であったが、平成 28 年度以後は退職手当の支出に合わせ基金の取り崩しが行われてきた。平成 30 年度に一度積み立て（312,188,000 円）が行われたものの、それ以後においては連続して令和 2 年度まで取り崩しが行われ、基金残高は減少している。

令和 3 年度以後は積み立て及び取り崩しは行われていない。基金の増減はほぼなく、繰替運用の利息を積み立てるのみの微細な動きにとどまっている。

基金の名称	鳥取市職員退職手当基金
所管部署	総務部職員課
根拠条例	鳥取市職員退職手当基金条例
設置年月日	平成 23 年 3 月 9 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	200,000,000 円
設置当初の財源	一般財源
設置後の積立財源	一般財源

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	561,301,937	323,613,865	3,662,159	3,662,268	3,662,377

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	645,206,412	561,301,937	323,613,865	3,662,159	3,662,268

増 加	積 立		312,188,000			
	預託利息	95,525	123,928	48,294	109	109
	小 計	95,525	312,311,928	48,294	109	109
減 少	事 業 費	84,000,000	550,000,000	320,000,000		
	小 計	84,000,000	550,000,000	320,000,000	0	0
当年度末残高		561,301,937	323,613,865	3,662,159	3,662,268	3,662,377

エ 令和４年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

オ 監査の結果

【意見】基金適正規模に向けた計画的積み立てについて

退職手当基金の設置目的は、退職手当が「鳥取市退職手当支給条例」に定められた義務的な経費であることに鑑み、その退職手当に係る歳出の年度間の財政平準化を図ることにある。しかし、この基金の近年の残高の増減推移を見る限り、その目的を達成できる規模と動向であるとは言い難い。退職手当の備えに対する優先度が低いと評価せざるを得ず、基金の設置意義が希薄となっている。

定年延長制度や再任用制度等が採用されている昨今においては、正確な退職者数の予想が困難となっていることも理解できるが、基金がある以上、職員の現員数等の情報を基に数理上の予見を行い、最低限の積立を行うのが望ましい。

監査にあたり所管課から提出を受けた資料によると、定年退職者のピークは令和14年度が想定されるところである。積極的に退職手当基金を活用し、計画的に積み立てていくことを検討されたい。

(5) 公共施設等整備基金

ア 概要

公共施設等整備基金は、公共施設の整備に充てるための財源を確保するため設置された。平成 16 年の市町村合併と同時に設置されたものであり、合併前の町村が保有する基金を継承するとともに、合併前の鳥取市が保有していた公共施設の整備に関する 3 つの基金（鳥取市営住宅等建設基金、鳥取市体育施設整備基金、鳥取市生涯学習振興基金）を統合するものであった。

その後、老朽化した市役所本庁舎の整備のための財源として基金の積み増しが行われている。

現在の基金の積立財源は、国又は県から交付される工事移転補償金、市有不動産の売却収入となっている。ただし、移転補償金については、次年度以降に同額が補償に充てられるため基金に残らない。

なお、上記の移転補償等のために積み立てたものを除いた基金残高は約 20 億円であるが、個別特定の公共施設の整備費用を積上計上したものではなく、具体的な使途は定まっていない。

過去 5 年における基金を充当した整備事業を下の表エに示した。近年は取崩額が積立額を上回っており、基金残高は減少している。所管課によると将来に向けた積立の意向はないとのことである。今後、公共施設の老朽化が一層進むことで修繕・更新費用の増加が見込まれ、基金残高の枯渇も想定される。基金を慎重に活用し、かつ基金に依存しすぎない整備の推進をしていくことが課題である。

基金の名称	公共施設等整備基金
所管部署	総務部行財政改革課
根拠条例	鳥取市公共施設等整備基金条例
設置年月日	平成 16 年 11 月 1 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	387,390,000 円
設置当初の財源	旧町村基金からの引継ぎ、基金統廃合による他基金からの繰り入れ
設置後の積立財源	一般財源、国県支出金（移転補償費など）、財産収入（不動産売却収入）

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	3,413,505,897	3,655,850,852	3,046,947,826	2,728,927,343	2,443,450,656

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	3,425,677,336	3,413,505,897	3,655,850,852	3,046,947,826	2,728,927,343
増 加	積 立	391,622,000	241,810,980	2,633,814	34,558,144
	預託利息	555,801	533,975	467,437	82,989
	小 計	392,177,801	242,344,955	3,101,251	34,641,133
減 少	事 業 費	404,349,240		612,004,277	352,661,616
	小 計	404,349,240	0	612,004,277	352,661,616
当年度末残高	3,413,505,897	3,655,850,852	3,046,947,826	2,728,927,343	2,443,450,656

エ 過去 5 年における基金充当事業

（単位：円）

年 度	所管課	事業費	基金充当額
平 成 30 年 度	財産経営課	総合支所整備事業費	9,773,747
	財産経営課	駅南庁舎大規模修繕事業費	5,771,600
	庁舎整備局	市庁舎整備事業費	112,096,159
	地域振興課	鳥取市河原町国英地区活性化施設 （仮称）整備事業費	6,316,920
	政策企画課	環境大学運営費交付金	43,522,458
	長寿社会課	社会福祉施設改修事業費	169,572,653
	こども家庭課	用瀬地域保育園施設整備費	18,279,352
	文化財課	鳥取城跡保存修理事業費	22,958,738
	文化財課	美歎水源地保存整備事業費	16,057,613
	計		404,349,240
令 和 元	財産経営課	駅南庁舎大規模修繕事業費	204,861,076
	庁舎整備局	市庁舎整備事業費	265,794,237
	情報政策課	地域情報化推進費	27,108,000

年度	保健医療福祉連携課	保健所整備事業費	114,240,964
	計		612,004,277
令和2年度	こども家庭課	市立保育園運営費	436,982
	保健総務課	保健所整備事業費	324,659,734
	生涯学習・スポーツ課	屋外体育施設管理費	27,564,900
	計		352,661,616
令和3年度	財産経営課	旧本庁舎・第二庁舎解体事業費	10,548,000
	文化交流課	鳥取世界おもちゃ館施設管理費	699,750
	情報政策課	有線テレビジョン放送施設管理費	6,326,000
	政策企画課	環境大学運営費交付金	36,897,338
	長寿社会課	社会福祉施設改修事業費	18,053,000
	こども家庭課	各保育園特定補修費	32,018,000
	こども家庭相談センター	母子生活支援施設運営費	1,223,000
	廃棄物対策課	施設維持管理修繕費	15,950,000
	農政企画課	減容化施設整備事業費	16,754,000
	観光・ジオパーク推進課	鳥取市道の駅管理運営費	4,314,000
	都市環境課	公園整備事業費	1,057,100
	教育総務課	学校維持補修費（小学校・通常）	39,175,000
	教育総務課	校舎外壁改修事業費	6,627,830
	教育総務課	大規模改造事業費（小学校）	425,000
	教育総務課	小学校増改築事業費	2,167,000
	教育総務課	学校維持補修費（中学校・通常）	13,203,000
	教育総務課	中学校増改築事業費	27,195,000
	文化財課	鳥取城跡保存修理事業費	8,626,000
	協働推進課	地区公民館施設管理費	7,000,000
	協働推進課	地区公民館改修等事業費	10,232,676
	生涯学習・スポーツ課	河原町国英市区活性化施設（仮称） 整備事業費	6,089,913
	生涯学習・スポーツ課	屋外体育施設管理費	15,799,400
	生涯学習・スポーツ課	市民体育館等再整備事業費	5,170,000
	計		285,551,007
令和4年度	情報政策課	超高速通信基盤整備事業費	18,857,035
	政策企画課	環境大学運営費交付金	51,249,000
	長寿社会課	社会福祉施設改修事業費	8,055,000

年 度	こども家庭課	各保育園特定補修費	4,435,200
	教育総務課	学校維持修繕費（小学校・通常）	31,083,965
	教育総務課	校舎外壁改修事業費	2,942,390
	教育総務課	学校維持修繕費（中学校・通常）	7,726,000
	協働推進課	地区公民館施設管理費	10,076,832
	計		134,425,422

オ 監査の結果

【意見】ファシリティマネジメントに沿った基金活用について

今後における公共施設の老朽化に伴う更新費用の増加は避けられず、限りある財源として基金をどのように活用していくかが重要であると考えます。

市は、公共施設等の整備に関し「鳥取市公共施設の経営基本方針」（平成 27 年 2 月）を策定するとともに、この基本方針に基づき、個別施設の将来の方向性について『鳥取市公共施設再配置基本計画』（平成 28 年 3 月。以下「再配置計画」という。）を策定し、いわゆるファシリティマネジメントを推進しているところである。この再配置計画の対象となる施設は、鳥取市が所有している公共施設のうち公共建築物（建物）であり、「施設白書」を基にした「公共施設データベース」に掲載している全ての公共建築物が該当する。

なお「鳥取市公共施設白書」（第 1 版）（平成 26 年 2 月）によると、鳥取市が関係する「公共施設等」は、一般施設として建築物の有る行政施設、集会施設、社会教育施設、スポーツ施設、福祉保健施設、産業振興施設、観光保養施設、公営住宅、学校教育施設、公園施設、環境関連施設、その他施設、建築物のないスポーツ施設、公園施設、基盤施設として道路・橋梁、上下水道、広域組合施設のゴミ処理施設、消防署と市立病院とされている。

一方、公共施設等整備基金の取り崩しにあたっては、予算策定の段階において、基金の所管課である行財政改革課が各課部署からの要求内容を精査し、基金目的に合致する公共施設の整備に係る事業費（基金充当可能額）を選定の上、その財源として取り崩しの計画を立てている。基金は公共施設整備に関する多数の事業のうち一部に充当されることとなるが、その充当に関して基準はない。行財政改革課における基金の取り崩し目途（毎年 1～1.5 億円）に基づき、同課の裁量のもと、充当事業の選定と充当額の決定が行われているところである。

この度、基金の有効活用の観点から、充当対象資産について過去 5 年の整備事業と再配置計画との整合性について監査を行った。その結果、平成 30 年度の基金充当事業のうち、「美敷水源地保存整備事業」（充当額 16,057,613 円）及び「鳥取城跡保存修理事業」（充当額 22,958,738 円）については、それぞれ充当対象となった施設

「旧美敷水源地水道施設」「鳥取城址附太閤ヶ平」は再配置計画に記載がなく、関連性がないことがわかった。これらは指定文化財又は重要文化財に該当するということもあり、「施設白書」を基にした「公共施設データベース」に掲載がない施設である。

また、平成 30 年度、令和 3 年度及び令和 4 年度の 3 か年において、公立大学法人公立鳥取環境大学へ交付した「施設整備費補助金」の財源として基金が充当されているのが確認された。公立鳥取環境大学についても、「公共施設データベース」に掲載がなく、再配置計画との関連性がない。公立大学法人は地方独立行政法人のうちの一つであり、総務省は「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」において、地方独立行政法人が保有する施設は「公共施設等」と位置付けている。これに基づく限り充当自体は不適切ではないものの、鳥取市にその維持管理の主体がないこともあり、再配置計画の遂行の観点からは基金充当対象施設としては優先度が高いものとは言い難い。

つまりは、公共的施設等整備基金の充当にあたっては、再配置計画に適合した施設を選定していくことが結果として基金の有効活用につながると考える。再配置計画に記載されている「施設白書を基にした公共施設データベースに掲載している公共建築物」の維持更新に係る事業を優先するのが妥当であり、財政事情前提の年間の取り崩し額（1 億円～1.5 億円）ありきでなく、再配置計画に沿った必要金額を充てていくことが望まれる。

監査の過程において、ファシリティマネジメントを推進すべき資産活用推進課と、実務上基金の活用を実施する行財政改革課とが互いに連携ができていないことが感じられた。再配置計画を遂行していく点からも、市全体として一体性をもった基金活用を行っていくのが望ましい。

そして、上記の事項の実現に向けては、より厳格な形で公共施設の整備の定義を明確にすることや、条例の下位規則として実施要領等の整備、再配置計画と連動した基金活用計画の策定が必要となると考える。

(6) 地域振興基金

ア 概要

地域振興基金は、平成 16 年の市町村合併後、合併特例債と一般財源を原資として、市民の連携強化及び地域振興を図るために設置された。設置当初は運用果実のみを活用する運用型基金とされていたが、総務省通知（平成 18 年 12 月 15 日付）により、前年度末の起債償還額の範囲において取崩しが可能となったため、現在は積極的に取崩しが行われているところである。

なお、取崩しによる充当事業は、「鳥取市企業立地促進補助金」等となっている。

「鳥取市企業立地促進補助金」は、鳥取市内において新たに事業を開始する誘致企業や、事業拡大のため工場等の新設・増設を行う企業に対し交付する補助金で、企業の市内進出や投資活動を支援することで、産業構造の高度化、雇用機会の拡大により市民の所得向上を図るものである。

また、「鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金」は、市内にオフィスの新設・増設や事業拡張を行う情報通信関連企業に対し交付する補助金で、雇用の創出を図るものである。

なお、これらの過去 5 年間における交付実績は次のとおりである。

○鳥取市企業立地促進補助金交付実績

年度	交付件数	投資総額（千円）	交付額（千円）
平成 30 年度	14	2,532,160	623,986
令和元年度	16	5,337,760	490,335
令和 2 年度	16	16,945,351	1,174,792
令和 3 年度	11	3,567,669	340,667
令和 4 年度	12	1,935,887	164,209

○鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金

年度	交付件数	交付額（千円）
平成 30 年度	5	8,793
令和元年度	4	7,017
令和 2 年度	1	582
令和 3 年度	1	582
令和 4 年度	4	3,409

基金の名称	地域振興基金
所管部署	総務部行財政改革課

根拠条例	鳥取市地域振興基金条例
設置年月日	平成 17 年 3 月 29 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	4,000,000,000 円
設置当初の財源	合併特例債：3,800,000,000 円（95%） 一般財源： 200,000,000 円（5%）
設置後の積立財源	寄附金、国庫支出金（国の地域の元気交付金）、ふるさと納税

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	2,326,299,575	2,326,647,826	1,849,893,872	879,924,527	579,943,211

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	2,885,736,050	2,326,299,575	2,326,647,826	1,849,893,872	879,924,527
増 加	積 立				
	預託利息	427,245	348,251	286,046	30,655
	小 計	427,245	348,251	286,046	30,655
減 少	事 業 費	559,863,720		477,040,000	970,000,000
	小 計	559,863,720	0	477,040,000	970,000,000
当年度末残高	2,326,299,575	2,326,647,826	1,849,893,872	879,924,527	579,943,211

エ 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

オ 監査の結果

監査の結果、特に指摘等すべき事項はなかった。

(7) ふるさと納税基金

ア 概要

鳥取市へふるさと納税として寄せられた寄附金は寄附された翌年度に事業費へ充当されるため、一時的に積立てておく必要があることから、ふるさと納税基金が設置された。

鳥取市へのふるさと納税による寄附金額は年々増加を辿っており、各年における寄附金額は次のとおりとなっている。

○各年における寄附金額（各年の集計期間は1月1日～12月31日）

年分	寄附金額
平成30年	241,654,000円
平成31年（令和元年）	367,012,400円
令和2年	453,846,005円
令和3年	592,486,400円
令和4年	881,578,500円

ふるさと納税の返礼品協賛事業者数は105者、返礼品登録数は472件（令和5年9月現在）となっており、ふるさと納税制度が地域事業者の販売高増に資するものとして定着している。

基金への積立額は、「寄附」であることから寄附金額の全額とし、年度（4月1日から翌年3月31日まで）で集計したものとなっている。積立てた翌年度以後、全額を事業へ充当することとしている。

基金の名称	ふるさと納税基金
所管部署	総務部行財政改革課
根拠条例	鳥取市ふるさと納税基金条例
設置年月日	平成26年4月1日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	241,918,025円
設置当初の財源	寄附金
設置後の積立財源	寄附金

○令和４年度におけるふるさと納税の活用区分一覧

区分（寄附の用途）	充当額（円）
鳥取砂丘	94,510,000
福祉	33,455,000
教育	55,494,000
青少年育成	26,117,000
文化振興	7,167,000
地域振興	26,330,000
中心市街地	8,740,000
麒麟のまち	4,698,000
医療	47,676,000
指定なし	288,373,000
計	592,500,000

イ 基金の年度末残高（過去５年間）

（単位：円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
預 金	469,418,292	608,823,297	453,978,516	20,115,516	33,097,993
計	469,418,292	608,823,297	453,978,516	20,115,516	33,097,993

ウ 基金の増減等（過去５年間）

（単位：円）

区分		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
前年度末残高		227,494,836	469,418,292	608,823,297	453,978,516	20,115,516
増 加	積 立	241,888,900	367,012,400	453,836,005	20,021,923	605,482,477
	預託利息	34,556	42,405	62,575	14,077	
	小 計	241,923,456	367,054,805	453,898,580	20,036,000	605,482,477
減 少	事 業 費		227,649,800	608,743,361	453,899,000	592,500,000
	小 計	0	227,649,800	608,743,361	453,899,000	592,500,000
当年度末残高		469,418,292	608,823,297	453,978,516	20,115,516	33,097,993

エ 令和4年度における基金充当事業

充当内容（区分）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
「鳥取砂丘」観光協会等補助金他 67 件	592,500,000	592,500,000

オ 監査の結果

監査の結果、特に指摘等すべき事項はなかった。

(8) 新型コロナウイルス感染症緊急対策基金

ア 概要

新型コロナウイルス感染症緊急対策基金は、新型コロナウイルスに影響を受けた事業者の支援として金融機関融資に係る利子補給事業を行うため、国から交付を受けた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を基に設置された。

さらに令和3年度には、鳥取市は一般財源を用いて、追加の積み増しを行っている。翌年度の令和4年度にはその追加積み立て分の全額をPCR検査費用などに充当しており、現在の基金残高は全額国庫を財源としたものである。なお、令和7年度をもって基金は終了し、未執行残額は国へ返還し、あわせて基金は廃止される予定である。

基金の名称	新型コロナウイルス感染症緊急対策基金
所管部署	総務部行財政改革課
根拠条例	鳥取市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例
設置年月日	令和2年9月25日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	633,443,000円
設置当初の財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫）
設置後の積立財源	一般財源

イ 基金の年度末残高（過去5年間）

（単位：円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
預金			633,443,000	633,461,932	814,657,496

ウ 基金の増減等（過去5年間）

（単位：円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度末残高			0	633,443,000	633,461,932
増					
加					
積立			633,443,000		300,000,000
預託利息				18,932	23,411
小計			633,443,000	18,932	300,023,411

減 少	事業費					118,827,847
	小計			0	0	118,827,847
当年度末残高				633,443,000	633,461,932	814,657,496

エ 令和４年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
各種金融対策利子補助金	113,719,000	106,972,536
感染症対策推進事業費	300,000,000	300,000,000

オ 監査の結果

監査の結果、特に指摘等すべき事項はなかった。

(9) 各財産区基金

ア 概要

財産区は、地方自治法第 294 条に規定される市町村の一部で、市町村内にある財産や公の施設の管理・処分等を行う特別地方公共団体である。

財産区の管理者は市町村になっている。鳥取市は財産区に関し「鳥取市財産区管理事業費特別会計」「鳥取市鹿野財産区管理事業費特別会計」を設置し管理しているが、多数ある財産区のうち次の 6 財産区については基金を設置し、管理運営している。

【基金を設置する財産区】

- ・ 国府町宇倍野財産区
- ・ 鹿野町鹿野財産区
- ・ 青谷町青谷財産区
- ・ 青谷町日置財産区
- ・ 青谷町勝部財産区
- ・ 青谷町中郷財産区

○国府町宇倍野財産区基金

基金の名称	国府町宇倍野財産区基金
所管部署	総務部財産経営課
根拠条例	鳥取市財産区基金条例
設置年月日	平成 17 年 3 月 29 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	29,143,855 円
設置当初の財源	平成 16 年度分国府町宇倍野財産区運営事業費引継ぎ資金
設置後の積立財源	基金運用利息、株式配当金等 (財産区管理事業費特別会計)

i 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	27,945,403	28,155,482	28,448,513	28,980,376	29,106,246

ii 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高		27,638,551	27,945,403	28,155,482	28,448,513	28,980,376
増 加	積立 （特別会計）	302,723	205,871	288,792	531,000	125,000
	預託利息	4,129	4,208	4,239	863	870
	小計	306,852	210,079	293,031	531,863	125,870
減 少	事業費					
	小計	0	0	0	0	0
当年度末残高		27,945,403	28,155,482	28,448,513	28,980,376	29,106,246

iii 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

○鹿野町鹿野財産区基金

基金の名称	鹿野町鹿野財産区基金
所管部署	総務部財産経営課
根拠条例	鳥取市鹿野町鹿野財産区基金条例
設置年月日	平成 16 年 11 月 1 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	5,887,635 円
設置当初の財源	旧鹿野町の鹿野町鹿野財産区基金
設置後の積立財源	基金運用利息、分収造林契約に基づく分収金等 （鹿野町鹿野財産区管理事業費特別会計）

i 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	4,655,184	6,983,488	5,184,976	5,647,141	5,606,182

ii 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	4,713,310	4,655,184	6,983,488	5,184,976	5,647,141
増加	積 立 (特別会計)	2,327,310		462,000	
	預託利息	690	994	165	166
	小 計	690	2,328,304	462,165	166
減少	事 業 費	58,816	1,799,324		41,125
	小 計	58,816	0	0	41,125
当年度末残高	4,655,184	6,983,488	5,184,976	5,647,141	5,606,182

iii 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

○青谷町青谷財産区基金

基金の名称	青谷町青谷財産区基金
所管部署	総務部財産経営課
根拠条例	鳥取市財産区基金条例
設置年月日	平成 20 年 3 月 25 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	5,378,000 円
設置当初の財源	平成 19 年度分青谷町青谷財産区運営事業費引継ぎ資金

設置後の積立財源	基金運用利息 (財産区管理事業費特別会計)
----------	--------------------------

i 基金の年度末残高（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	5,179,430	5,159,358	5,140,265	5,118,005	5,098,298

ii 基金の増減等（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	5,199,097	5,179,430	5,159,358	5,140,265	5,118,005
増 加	積 立				
	預託利息	767	772	767	153
	小 計	767	772	767	153
減 少	事 業 費			1,413	
	人 件 費	20,434	20,844	21,000	19,860
	小 計	20,434	20,844	22,413	19,860
当年度末残高	5,179,430	5,159,358	5,140,265	5,118,005	5,098,298

iii 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
財産区管理会委員会運営事業費	27,000	20,784

○青谷町日置財産区基金

基金の名称	青谷町日置財産区基金
所管部署	総務部財産経営課
根拠条例	鳥取市財産区基金条例
設置年月日	平成 20 年 3 月 25 日
基金の種類	特定目的基金

基金当初設置額	390,000 円
設置当初の財源	平成 19 年度分青谷町日置財産区運営事業費引継ぎ資金
設置後の積立財源	基金運用利息、間伐事業協力金等 (財産区管理事業費特別会計)

i 基金の年度末残高（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	317,083	317,130	537,808	537,824	537,840

ii 基金の増減等（過去 5 年間）（単位：円）

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高		317,037	317,083	317,130	537,808	537,824
増 加	積 立 (特別会計)			220,603		
	預託利息	46	47	75	16	16
	小 計	46	47	220,678	16	16
減 少	事 業 費					
	小 計	0	0	0	0	0
当年度末残高		317,083	317,130	537,808	537,824	537,840

iii 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

○青谷町勝部財産区基金

基金の名称	青谷町勝部財産区基金
所管部署	総務部財産経営課
根拠条例	鳥取市財産区基金条例

設置年月日	平成 20 年 3 月 25 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	1,614,000 円
設置当初の財源	平成 19 年度分青谷町勝部財産区運営事業費引継ぎ資金
設置後の積立財源	基金運用利息、立木売払収入等 (財産区管理事業費特別会計)

i 基金の年度末残高（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	6,207,969	6,208,899	6,137,408	6,043,832	4,552,898

ii 基金の増減等（過去 5 年間）（単位：円）

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高		4,158,947	6,207,969	6,208,899	6,137,408	6,043,832
増加	積 立 (特別会計)	2,048,150				
	預託利息	872	930	917	181	142
	小 計	2,049,022	930	917	181	142
減少	事 業 費				3,757	1,401,076
	人 件 費			72,408	90,000	90,000
	小 計	0	0	72,408	93,757	1,491,076
当年度末残高		6,207,969	6,208,899	6,137,408	6,043,832	4,552,898

iii 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
財産区管理会委員会運営事業費	292,000	89,480

○青谷町中郷財産区基金

基金の名称	青谷町中郷財産区基金
所管部署	総務部財産経営課
根拠条例	鳥取市財産区基金条例
設置年月日	平成 20 年 3 月 25 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	106,377 円
設置当初の財源	平成 19 年度分青谷町中郷財産区運営事業費引継ぎ資金 中郷財産区管理会管理口座解約利息
設置後の積立財源	基金運用利息 (財産区管理事業費特別会計)

i 基金の年度末残高（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	108,019	108,035	108,051	108,054	108,057

ii 基金の増減等（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	108,004	108,019	108,035	108,051	108,054
増 加	積 立				
	預託利息	15	16	3	3
	小 計	15	16	3	3
減 少	事 業 費				
	小 計	0	0	0	0
当年度末残高	108,019	108,035	108,051	108,054	108,057

iii 令和4年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

イ 監査の結果

上記6基金について監査を行ったが、特に指摘等すべき事項はなかった。

(10) 土地開発基金及び墓苑事業基金

① 土地開発基金

ア 概要

土地開発基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地を、予め取得する資金に充てることを目的に昭和 44 年度に設置された。公共用地の先行取得を実行する鳥取市土地開発公社（以下「土地開発公社」という）と密接な関連があり、土地開発公社への費用補償や資金援助のための財源確保を主な役割とする基金である。

基金の状況については、令和元年度以後取崩しはない。運用面においては、平成 26 年度「鳥取市土地開発基金条例」の改正により、基金に属する現金を土地開発公社への貸付が可能となったこともあり、土地開発公社への貸付による運用割合が大きく占めるようになった。具体的には土地開発公社が行う「第二いなば墓苑（第 3 期工事）事業」や鳥取市青谷町の「望町団地」などの用地取得資金としての貸付となっている。

基金の名称	土地開発基金
所管部署	総務部資産活用推進課
根拠条例	鳥取市土地開発基金条例
設置年月日	昭和 44 年 10 月 3 日
基金の種類	特定目的基金（定額運用基金）
基金当初設置額	255,000 円
設置当初の財源	一般財源
設置後の積立財源	一般財源

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
貸付金	1,751,643,000	1,725,978,960	1,712,359,410	1,699,017,811	1,715,260,761
預 金	212,171,823	507,111,863	521,092,348	534,500,887	518,324,880
計	1,963,814,823	2,233,090,823	2,233,451,758	2,233,518,698	2,233,585,641

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	2,232,448,198	1,963,814,823	2,233,090,823	2,233,451,758	2,233,518,698
増 加	積立	268,941,000			
	預託利息	44,881	75,835	77,713	15,972
	貸付利息	262,744	259,165	283,222	50,968
	小計	307,625	269,276,000	360,935	66,940
減 少	事業費	268,941,000			
	小計	268,941,000	0	0	0
当年度末残高	1,963,814,823	2,233,090,823	2,233,451,758	2,233,518,698	2,233,585,641

エ 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

②墓苑事業基金

ア 概要

墓苑事業基金は、鳥取市が営む墓苑事業を円滑に実施するための財源として設置された。墓苑事業の会計は「鳥取市墓苑事業費特別会計」で管理されており、その余剰金を積み立てていくものである。具体的には、平成 26 年 3 月に、第二いなば墓苑（第 3 期工事）の造成開始に合わせて設置されたもので、墓苑事業に関して生じた収支差額見込みを基金へ積み立てている。

第二いなば墓苑事業は、土地開発公社が用地の先行取得と造成工事等を担い、一旦費用を全て負担しているため、鳥取市は土地開発公社へその補償を行う義務を負っている。この補償義務については、「金銭給付契約」を締結し、長期にわたる支払計画に基づき履行している。そういった中、基金への積立額は、使用料等の墓苑事業収入から墓地管理費及び用地取得償還金を除いた剰余金となっている。

基金の名称	墓苑事業基金
所管部署	市民生活部環境局生活環境課
根拠条例	鳥取市墓苑事業基金条例

設置年月日	平成 26 年 3 月 20 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	17,932,000 円
設置当初の財源	使用料収入から墓地管理費及び用地取得費償還金を除いた剰余金

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	49,530,000	50,696,000	57,023,000	66,543,000	74,806,000

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	46,559,000	49,530,000	50,696,000	57,023,000	66,543,000
増 加	積 立 （特別会計）	2,971,000	1,166,000	6,327,000	9,520,000
	預託利息				
	小 計	2,971,000	1,166,000	6,327,000	9,520,000
減 少	事 業 費				
	小 計	0	0	0	0
当年度末残高	49,530,000	50,696,000	57,023,000	66,543,000	74,806,000

エ 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

③土地開発公社について

土地開発公社は、公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせることを目的として、「公有地の拡大の推進に関する法律」第 10 条第 1 項に基づき昭和 49 年 11 月 1 日に設立された法人である。

土地開発公社は、公共用地の先行取得を行う役割を担い、自治体が必要とする公共

用地を自治体に代わり先に取得し、実際に必要になった時点で、取得時の価格に取得後の経費や金利を上乗せし、自治体に売却するというものである。

土地開発公社が先行取得することで、地価の高騰前に機動的に土地が取得できるというメリットがある。この手法は、かつて自治体の事業計画が順調に実行され、かつ地価が上昇しつづける局面では有効に機能した。

④ 第二いなば墓苑について

第二いなば墓苑（鳥取市古郡家）は、鳥取市墓地条例に基づき設置される墓苑の一つであり、原則として鳥取市に住所を有する市民のみが利用できる。

第二いなば墓苑の用地の取得及び造成工事は土地開発公社が担い、第1期から第3期に分けて工事等が行われた。全ての期において、代行用地として墓苑の所有権は地権者から鳥取市に移転し、工事完了後に鳥取市が事業供用している。一連の墓苑造成事業に関し、土地開発公社が負担した費用として鳥取市が本来補償すべき金額については、鳥取市と土地開発公社との間で「金銭給付契約」を締結し、当該契約に基づき複数年にわたり支払っているところである。

なお、土地開発公社は、第二いなば墓苑の取得及び造成工事にあたっての必要資金を、第1期及び第2期においては市中金融機関からの借入れにより賄ったが、第3期工事については、土地開発基金からの借入金で賄っている。この第3期工事の土地開発基金からの借入れについては、平成26年に「鳥取市土地開発基金条例」の改正により、第3条第2項「市長は必要があると認めるときは、基金に属する現金を鳥取市土地開発公社に貸し付けて運用することができる」が追加され、新たに可能となったことに基づくものである。

⑤ 監査の結果

土地開発基金と墓苑事業基金については、第二いなば墓苑（第3期工事）事業に関し相互関連性があるため、一括して指摘事項及び意見を述べる。
--

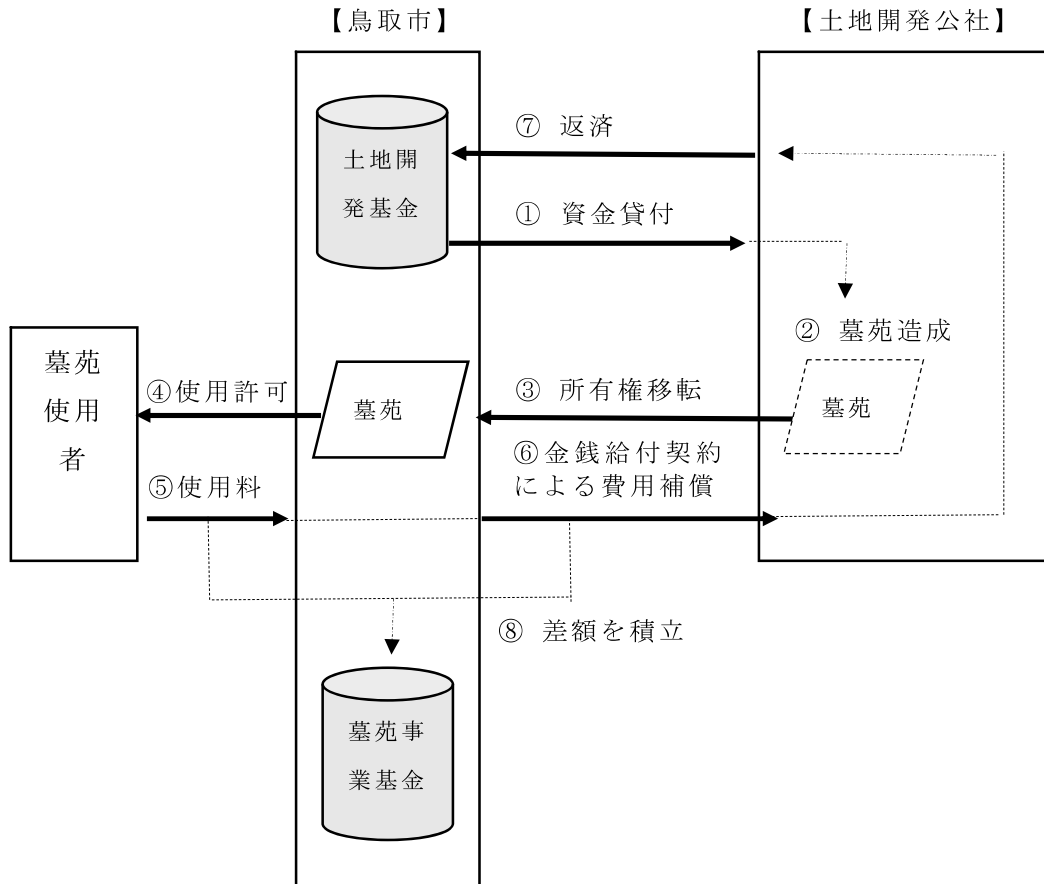
【指摘事項】第二いなば墓苑（第3期工事）に係る債権債務の整理について

鳥取市は、第二いなば墓苑（第3期）事業について土地開発公社が負担した費用は、土地開発公社と「金銭給付契約」を締結し、鳥取市が令和13年度まで負う長期債務として15年間をかけて補償する予定としている（下図⑥）。この返済原資は「鳥取市墓苑事業費特別会計」において計上される第二いなば墓苑に係る墓地使用料（下図⑤）とする方法をとっている。

他方、土地開発公社において、第二いなば墓苑（第3期）事業に係る土地開発基金からの借入金（下図①⑦）は、現在までに完済されていない。つまり、鳥取市としては土地開発公社に対し貸付債権が残っていることになるが、鳥取市から受けた補償額

(下図⑥) を原資として返済を行っているところである。

○墓苑事業に関する資金の流れ（イメージ）



これらの金銭の流れを整理すると、このスキームは、鳥取市が負うべき第二いなば墓苑事業において生じた費用は、土地開発基金を活用せず特定財源である墓苑の墓地使用料収入等をもって長期的に回収していく手法であることがわかる。しかし、公共用地の先行取得に係る財源の確保のために土地開発基金が存在することを鑑みると、第二いなば墓苑事業において生じた費用補償の財源は、墓地使用料から捻出するのではなく、土地開発基金を優先活用し充当すべきであると考ええる。

さらに、この手法は市が土地開発公社に対し長期の債務を負担することとなるため望ましいものではない。市の長期債務の負担を解消するという観点からも、土地開発基金を充当すべきである。それに加えて、墓苑用地の所有権が鳥取市へ移転済みであるにもかかわらず、土地開発基金からの貸付債権（上図①）が未だに残っていることは、目的外の貸付の状況となっていることと同義である。かつその債権は、市が土地開発公社へ支払う費用補償金を財源としているため回収期間が長期化しており、運用

指針に定める「流動性」の確保の観点からも、その債権を早期に回収（消滅）させる必要がある。

つまりは、墓地使用料に依拠した費用回収スキームでなく、市と土地開発公社との「金銭給付契約」による長期債務と、市（土地開発基金）の土地開発公社への長期債権を、事実上互いに相殺させるべきある。そして、そのためには、次の指摘事項で述べる「第二いなば墓苑（第３期工事）に係る費用の精査」が必須となる。

【指摘事項】第二いなば墓苑（第３期工事）に係る費用の精査について

第二いなば墓苑（第３期工事）の費用補償たる「金銭給付契約」の内容を確認するため、土地開発公社から提出を受けた帳簿の記載内容と、上記契約額の内訳に記載された金額との突合を行った。

【金銭給付契約の概要】

- ・ 契約者 甲：鳥取市 乙：鳥取市土地開発公社
- ・ 契約日 平成 30 年 2 月 6 日
- ・ 契約額 474,790,000 円
 - （内訳）用地費 68,916,880 円
 - 補償費 56,473,827 円
 - 工事費 281,544,316 円
 - 測量試験費 36,182,134 円
 - 諸経費 3,308,306 円
 - 利息 27,365,458 円
 - 公社手数料 999,079 円

（単位：円）

項目	土地開発公社 帳簿記載額 (A)	金銭給付契約 内訳記載額 (B)	差異 (B) - (A)
① 用地費	66,916,880	68,916,880	2,000,000
② 補償費	59,603,827	56,473,827	△ 3,130,000
③ 工事費	279,585,453	281,544,316	1,958,863
④ 測量試験費	36,327,736	36,182,134	△ 145,602
⑤ 諸経費	6,821,926	3,308,306	△ 3,513,620
⑥ 利息	22,016,525	27,365,458	5,348,933
⑦ 公社手数料	3,517,653	999,079	△ 2,518,574
合計	474,790,000	474,790,000	0

上記のとおり、全ての項目について差異が確認された。項目ごとに差異の検証を行った結果、次の事項が確認された。

○「①用地費～⑤諸経費」について

帳簿の記載根拠としての証憑が一部廃棄されており、経費の真偽が不明であった。また、これらの金額には第二いなば墓苑の第1期及び第2期工事における未精算額が含まれていることがわかった。第1期及び第2期工事の費用は、積算額の明瞭化の観点から別契約とすべきであり、第3期工事分と銘打ったこの契約に含めるべきではない。

○「⑥利息」(27,365,458 円)について

利息額のうちに土地開発基金からの借入金に係る利息(475,307 円)が含まれていることがわかった。これは市にとって貸付運用利息となるが、これを市が金銭補償することは基金利息の免除と等しく、基金運用の効率性の観点から不適切である。

また、土地開発公社における借入金支払利息の経理処理は「費用の支払額と支払日をそれぞれ借入額及び借入日とみなして一定利率による理論値で仮計上」し、実額と理論値との差額は、金銭給付契約の最終償還年度(令和13年度)で精算するとのことである。土地開発公社の借入金の使途と名目が実態と必ずしも一致しないため、このように利息を理論計上しているところであるが、第3期工事については、前述のとおり条例改正により土地開発基金からの借入金で賄っており、市中金融機関に対する利息は生じていない。つまり、金銭給付契約により補償すべき利息は、市中金融機関からの借入金で賄っていた第1期及び第2期工事の利息負担額のみとすべきであるところだが、それらはそもそも第3期工事分と銘打ったこの契約とは別にすべきである。いずれにせよ、平成29年に市中金融機関からの借入金は完済しており利息の実額は確定しているはずであるため、最終償還年度を待たず、速やかに精算をすべきである。

○「⑦公社手数料」(999,079 円)について

公社手数料の額は、公社手数料規程に基づき計算した金額の範囲内で、金銭給付契約の総額を474,790,000 円とするために端数調整した結果であるとのことである。しかし、公社手数料規程により正確に計算した金額は8,256,756 円であり、契約額999,079 円とは大きく乖離しており端数調整といえるものではない。つまり金銭給付契約額474,790,000 円ありきであったといえるが、その金額は借入金の合計額(土地開発基金からの借入金444,390,000 円及び市中金融機関からの借入金30,400,000 円)と一致する。そもそも、金銭給付契約による補償額は、

土地開発公社が真に負担した費用の額とし、かつ土地開発公社へは適正な手数料を支払うべきであり、借入金と同額となるような不透明な調整は避けるべきである。

【指摘事項】 青谷望町団地に係る土地開発公社への貸付について

土地開発公社は、鳥取県住宅供給公社から「青谷望町団地」（鳥取市青谷町養郷）を取得し住宅用地として分譲を実施しているが、鳥取市は、その土地開発公社に対し、青谷望町団地の取得財源として土地開発基金から貸付を行っており、現在においてもその貸付金は残っている状況である。

土地開発基金から土地開発公社へ貸付を行うことについては、「鳥取市土地開発基金条例」第3条第2項及びその下位規則である「鳥取市土地開発公社に対する資金貸付要綱」により可能とされており、鳥取市はこれを根拠として、土地開発公社に対し基金を活用し貸付を行ったものとする。

しかし、そもそも土地開発基金の設置目的が、鳥取市土地開発基金条例第1条において「公用又は公共用に供する土地、公共の利益のための取得する必要がある土地等をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行をはかるため」と記載されている以上、鳥取市が取得することを前提としない（いわゆる先行取得に該当しない）土地開発公社への貸付は、条例第3条第2項にかかわらず、第1条の趣旨に違反し不適切である。

については、青谷望町団地に係る土地開発公社との貸付関係を解消し、貸付金の回収を図るべきである。

○鳥取市土地開発基金条例

第1条 公用又は公共用に供する土地、公共の利益のために取得する必要がある土地等をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行をはかるため、地方自治法(略)第241条第1項の規定に基づき、鳥取市土地開発基金(以下「基金」という。)を設置する。

第3条 (略)

2 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を鳥取市土地開発公社に貸し付けて運用することができる。

【指摘事項】 先行取得土地の買い戻しについて

「市立病院用地」、「新都市用地（中学校用地）」、「市庁舎駐車場拡張事業用地」については、土地開発公社が先行取得してから相当の期間が経過しており、その先行取得資金としての貸付額は11億円となっている。これらの土地の買い戻しについては、平成23年度に策定された「鳥取市土地開発公社長期保有土地対策に係る実施計画」において、平成27年度までに買い戻しを行うこととされていたが、結果としてその計画

は実行されていない。その後、平成 27 年度と令和元年度に会議が実施されているが進展はなく、その後も買い戻しに関する動きは低調である。市は今後、これらの土地に関し議論を活発化し、真剣に買い戻しに向けた動きを再開すべきである。

用地名称	面積（㎡）	経過年数 （令和 4 年度末）
市立病院用地	1,707.98	33 年
新都市用地（若葉台中学校用地）	24,867.47	25 年
市庁舎駐車場拡張事業用地	958.66	22 年

また、上記に付随し、次の事項が判明した。

○「市立病院用地」「市庁舎駐車場拡張事業用地」

過去 5 年においてこれらの土地は臨時貸付の実績があり、賃料を土地開発公社が受領していた。特に「市立病院用地」の貸付事案は賃料が少くないものであり、その一部について市からの借入金の返済に充てることも可能であったと考えられる。市は貸付に係る賃料の状況を随時把握し、土地開発公社への貸付金の回収努力を行うべきであるため、賃料発生時の借入金返済について一定の取り決めをされたい。

【指摘事項】墓苑事業基金の活用方針について

墓苑事業基金はこれまで、毎年、墓苑事業特別会計の剰余金として一定の方法により計算した金額を積み立てている一方、取り崩しがないたため、基金設置以来残高が年々漸増し積み上がりが続いている。

今後どのように活用されるかが問題となるが、基金の設置趣旨については鳥取市墓苑事業基金条例第 1 条に「墓苑事業を円滑に実施するため」と漠然とした記載しかなく、不明瞭なものとなっている。所管課においても、活用方針を検討する動きがない。墓苑事業特別会計の特性を鑑みると基金が積み上がっていくことはやむを得ない点もあるが、特定の目的を持つ基金が設置されている以上、活用方針を示すべきである。

(11) 電源立地地域対策交付金基金

ア 概要

鳥取市の用瀬地域及び佐治地域は、それぞれ地域内に有する水力発電施設や佐治町に隣接する岡山県鏡野町に原子力発電密接関連施設があるため電源地域に指定されている。これに伴い、毎年度、当該地域は中国経済産業局等から、エネルギー施策の一つとして発電用施設の設置や運転の円滑化を図るため、電源地域の市町村で実施する公共用施設整備や地域住民の福祉向上を図るための地域活性化事業に対して交付される「電源立地地域対策交付金」を受けている。

電源立地地域対策交付金基金は、この交付金を基に、電源地域対策事業に必要な財源を積み立てることを目的として、平成 16 年 11 月 1 日の市町村合併に伴い、旧佐治村が有していた基金を承継する形で設置された。

なお、本基金は平成 23 年度の最終取崩以後、残高が 0 円となっている。

基金の名称	電源立地地域対策交付金基金
所管部署	企画推進部政策企画課
根拠条例	鳥取市電源立地地域対策交付金基金条例
設置年月日	平成 16 年 11 月 1 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	12,976,000 円（平成 16 年 11 月 1 日合併時に佐治村より引継ぎ）
設置当初の財源	電源立地地域対策交付金
設置後の積立財源	一般財源

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
計	0	0	0	0	0

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	0	0	0	0	0
増					
加					
積立					
預託利息					

	小 計	0	0	0	0	0
減 少	事 業 費					
	小 計	0	0	0	0	0
当年度末残高		0	0	0	0	0

エ 令和４年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

オ 監査の結果

【指摘事項】基金の廃止について

市は現在、電源立地地域対策交付金の交付を継続的に受けているところ、交付金の事業費へ充当状況は次のとおりである。

○令和４年度電源立地地域対策交付金 充当事業

事業名	金額	内容
もちがせ保育園運営事業費	4,400,000 円	職員人件費
さじ保育園運営事業費	18,526,200 円	職員人件費

基金は、地方自治法第 208 条第 2 項（会計年度及びその独立の原則）「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。」とあるものの例外であるとされている。

毎年度交付金は事業費に充当されており、基金への積立をせずとも支障なく事業が運営されていることから、将来の資金需要を見越した準備や年度間の平準化を図らなければいけない状況とは考えられず、現時点では基金の必要性が乏しいため、この基金の廃止をすべきである。

(12) 人づくり・まちづくり基金

ア 概要

人づくり・まちづくり基金は、昭和 63 年から平成元年にかけて全国の市町村に対し行われた「ふるさと創生事業」により交付を受けた 1 億円に、鳥取市の一般財源 1 億円加えた額を原資として、平成 2 年 3 月に設置された。「国際的視野をもち地域の活性化の中核となる人材を育成するとともに、住民が主体となって行う美しくうるおいにあふれた活力あるまちづくりを促進する」(基金条例第 1 条)ことを目的とし、設置当初は「勤労青年海外研修事業」として勤労青年を海外派遣することによる国際的視野を持つ人材の育成支援や、新しいまちづくりイベントを実施する団体等への支援などが積極的に行われた。

その後、平成 7 年には一般財源を原資とした 1 億円の積み増しを行い、元本を 3 億円へ増額した上で、規模の拡大と事業の充実を図った。さらに平成 23 年度からは「市民手作り交流事業補助金」、平成 24 年度から「市民国際交流促進事業補助金」の財源として活用されるようになり、国際交流を行う団体への直接の補助制度に充当されることとなる。

なお、「市民国際交流促進事業補助金」は鳥取市の姉妹都市等を対象として、鳥取市民を中心とする民間団体が実施主体となる交流事業（経済・文化・スポーツ等）に対する補助金であり、鳥取市と姉妹都市等の市民が参画し、市民レベルでの相互理解と友好親善を促進する事業である。

(海外の姉妹都市等)

姉妹都市：韓国・清州市、ドイツ・ハーナウ市

交流都市等：中国・太倉市、中国・オルドス市、ロシア・ウラジオストク市、中国・沙河市、ブラジル鳥取県人会など

基金の名称	人づくり・まちづくり基金
所管部署	企画推進部文化交流課
根拠条例	鳥取市人づくり・まちづくり基金条例
設置年月日	平成 2 年 3 月 26 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	200,000,000 円
設置当初の財源	一般財源
設置後の積立財源	一般会計

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	330,922,881	330,922,881	330,972,265	330,982,156	330,992,050

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	330,922,881	330,922,881	330,922,881	330,972,265	330,982,156
増 加	積 立	48,993	49,539	49,384	9,891
	預託利息				
	小 計	48,993	49,539	49,384	9,891
減 少	事 業 費	48,993	49,539		
	小 計	48,993	49,539	0	0
当年度末残高	330,922,881	330,922,881	330,972,265	330,982,156	330,992,050

エ 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
市民国際交流推進事業費	450,000	0

オ 監査の結果

【指摘事項】市民国際交流推進事業の補助金選考委員会について

市民国際交流推進事業補助金が「鳥取県東部地区日韓親善協会」に対し連年にわたり交付されていることが確認された。具体的には、韓国清州への派遣事業として行われる次の交流活動につき補助金が交付されている。

年度	交付金額	内容等
平成 28 年度	350,000 円	文化交流（31 人派遣）
平成 29 年度	450,000 円	スポーツ交流（31 人派遣）
平成 30 年度	350,000 円	スポーツ交流等（59 人派遣）
令和元年度	450,000 円	スポーツ交流（41 人派遣）

他方、この補助金の交付先は選考委員会により決定されるが、その選考委員会は、

「市民国際交流推進事業実施要綱」第6条第2項により、次のとおりとなっている。

(選考委員会) 4名

鳥取県東部地区日韓親善協会理事	1人
ドイツを語る会鳥取支部代表	
タイム（鳥取国際交流連絡会）会長	
鳥取市企画推進部文化交流課長	

補助金の選考委員会の中に「鳥取県東部地区日韓親善協会」の理事が含まれているにもかかわらず、実際に同協会に対し連続して交付実績があることは、補助金採択の公平性と中立性の確保という観点からは疑問が残るため、選考委員会の構成の見直しをすべきと考える。具体的には、構成団体を見直すか、又は構成数を増やし同協会の影響を希薄化させる等が考えられる。

さらに付言すれば、この補助金は「市民の国際交流」の色合いが前面に出ているが、そもそも人づくり・まちづくり基金の設置趣旨は、国際的視野を持った地域活性化の中核となる人材育成と活気あるまちづくりにある。本来の趣旨に立ち返り、それが実現できることを念頭に制度を再考することが望まれる。

【意見】基金の取り崩しの検討について

本基金は、毎年度、市民国際交流推進事業補助金の財源に充当しているが、所管課は、基金の運用益のみを補助金の財源として活用し、元本を維持する方針をとっている。しかし、近年の超低金利情勢により運用益は極めて小さく、事業に与える影響もほとんどないことから、結果として事実上基金が凍結している。

もっとも、近年は新型コロナウイルスの影響により国際的活動に係る事業がほぼ実施できておらず、基金を活用する場面がなかった。コロナウィルスの影響がなくなれば以後は、本基金の活用が増えることが予想される。その中、運用益のみの活用にとどまらず、より効果的な事業展開のため基金の取り崩しを含めた活用に向けての検討が望まれる。

(13) 電気事業基金

ア 概要

再生可能エネルギーの利用促進、市有財産の有効活用等を目的に、鳥取市は「いかり原太陽光発電施設」を平成 26 年に設置した。その電力は「株式会社とっとり市民電力」へ売却する契約となっており、再生可能エネルギーの「地産地消」に資するものとなっている。なお、その売電等に係る収支状況は、「鳥取市電気事業費特別会計」で管理されている。

電気事業基金は、その売電収入から維持管理費や起債償還金を控除した剰余金を積み立てている。積立額は発電状況に左右されるため、毎年一定ではないが、着実に増加している。

○事業概要（鳥取市公式ウェブサイトより）

1. 事業主体 鳥取市
2. 設置場所 鳥取市青谷町早牛 613-25 ほか 鳥取市有地いかり原牧場内
3. 敷地面積 1.26ha
4. 事業費 2 億 9,400 万円（税込）
5. 工期 平成 25 年 9 月 13 日から平成 26 年 3 月 14 日
6. 売電開始 平成 26 年 3 月 14 日
7. 最大出力 609.84kW
8. 年間予想発電量 595,500kWh（一般家庭年間使用電力約 160 世帯分に相当）
9. 売電収入 初年度約 2,500 万円を想定
10. 工事概要 京セラ製太陽光パネル 2,520 枚、基礎、架台、パワーコンディショナー、受変電設備等
11. 特徴 積雪対策のためパネル角度 20 度、設置高さ 180cm に設定（一般的にはパネル角度 10～20 度、設置高さ 40～50cm）

基金の名称	電気事業基金
所管部署	市民生活部環境局生活環境課
根拠条例	鳥取市電気事業基金条例
設置年月日	平成 26 年 3 月 20 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	29,810,000 円

設置当初の財源	売電収入から維持管理費及び起債償還金を除いた剰余金
設置後の積立財源	売電収入から維持管理費及び起債償還金を除いた剰余金 (鳥取市電気事業費特別会計)

○固定価格買取制度（FIT 制度）について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT 制度」という）は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度であり、いかり原太陽光発電施設の売電収入はこの FIT 制度を活用している。

なお、売電契約単価は 40 円／kWh（税別）となっているが、その契約は令和 15 年度で終了することとなっている。

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	69,413,817	69,508,817	70,101,817	70,188,817	70,183,888

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）（単位：円）

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高		67,701,817	69,413,817	69,508,817	70,101,817	70,188,817
増 加	積　　立 （特別会計）	1,712,000	95,000	593,000	87,000	2,097
	預託利息					
	小　　計	1,712,000	95,000	593,000	87,000	2,097
減 少	事　業　費					7,026
	小　　計	0	0	0	0	7,026
当年度末残高		69,413,817	69,508,817	70,101,817	70,188,817	70,183,888

エ 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
青谷町いかり原維持管理費	0	7,026

オ 監査の結果

【意見】FIT 期間終了後の支出の見通しと基金活用について

「いかり原太陽光発電施設」の太陽光発電に係る電気事業の収支計画は、令和 15 年度までのものが策定され、市民に対し公表されているが、売電単価の大幅改定が見込まれる FIT 期間終了後となる令和 16 年度以降のものは策定されていない。このことについて、所管課は、将来の太陽光発電を取り巻く情勢や電力需要、国のエネルギー政策等が現時点で不明であり、FIT 期間終了後の売電単価の予測ができず、結果として収支計画が策定できないとしている。

収入金額の予測計算が困難なため、市民に公表する収支計画の策定が不可能であることは理解できる。しかし、FIT 期間終了後も電気事業を安定的に経営していくため、「収入」の予測ができなくとも、「支出」に関する判断材料を取得しその見通しを立てることは可能であり、重要であると考え。例えば、現在の太陽光発電設備の経年劣化の状況等を把握し、将来想定される大規模な設備更新計画を立てることなどが考えられる。その中で、今後の基金の活用策を検討することが望ましい。

(14) 地域福祉基金

ア 概要

地域福祉基金は昭和 63 年に国が策定した「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」に対応するものとして、高齢者保健特別事業の実施のため地方交付税を原資に設置された。

ゴールドプランとは、高齢社会を健康で生きがいを持って、また、安心して生涯を過ごせるよう、明るく活力ある長寿・福祉社会を目的に、高齢者の保健福祉の分野における公共サービスの基盤整備を進めることとし、在宅福祉や施設福祉等の事業について、平成 11 年までに実現を図るべき十か年の目標を掲げたものである。

具体的には特別養護老人ホームの施設整備や、ヘルパー、デイサービス等の整備により在宅福祉の施策の推進を目的としたものであった。その後、平成 6 年に高齢者保健福祉 5 か年計画としてゴールドプランが「新ゴールドプラン」へ改定されている。

これは平成 12 年から始まることとされていた介護保険制度を見越した改定であり、実際に、介護保険制度が発足した後は、新ゴールドプランは「ゴールドプラン 21」となり、介護保険制度と連携しながら、サービス基盤整備や認知症対策等の高齢者施策の推進を図ったが、最終的に平成 16 年に計画は終了した。

基金の名称	地域福祉基金
所管部署	福祉部地域福祉課
根拠条例	鳥取市地域福祉基金条例
設置年月日	平成 3 年 9 月 27 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	545,000,000 円
設置当初の財源	一般財源（交付税措置）
設置後の積立財源	預託利息

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	119,641,195	119,623,485	119,623,485	119,623,485	119,623,485

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高		119,623,485	119,623,485	119,623,485	119,623,485	119,623,485
増加	積立					
	預託利息	17,710	17,909	17,850	3,574	3,575
	小計	17,710	17,909	17,850	3,574	3,575
減少	事業費	17,710	17,909	17,850	3,574	3,575
	小計	17,710	17,909	17,850	3,574	3,575
当年度末残高		119,623,485	119,623,485	119,623,485	119,623,485	119,623,485

エ 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
地域福祉基金事業助成費	1,370,000	858,785

オ 監査の結果

【意見】基金の活用について

基金設置当時はゴールドプランに対応する形での運用とされ、元本を維持したうえで実質的に運用型として活用されるものであった。既に基金活用のよりどころであったプランは終了しているため、近年は運用益を「地域福祉基金事業助成費」として鳥取市社会福祉協議会が実施する事業における地域・福祉コーディネーターの人件費に充てているのみである。特に、近年の低金利情勢から運用益は極めて少なく充当事業への影響はほとんどないため、事実上、基金残高約 1 億 2 千万円が長期にわたり凍結している状態である。

このような基金の実質未活用の状況から、基金の存在意義が希薄になっていると評価せざるを得ない。拙速な基金の取り崩しは避けるべきものの、基金の有効活用に向けて、福祉分野全般での活用を視野に入れて広く検討していく必要がある。

基金条例第 1 条における基金の設置目的は「高齢者、障害者等の保健福祉の増進を図るため」と漠然としたものであるが、これは福祉分野に幅広く活用できるということにも捉えることができる。高齢者福祉のみならず地域の福祉に対する需要が多岐にわたり、かつ民間活力が充実している昨今においては、この基金の活躍する領域は多

く存在する。高齢者福祉に限らず広く障害者福祉や児童福祉の領域において活用の可能性を検討し、民間団体等との連携も含め、既存事業の単なる財源振り替えにとどまらない新規施策の創設が望まれる。

(15) 介護給付費等準備基金

ア 概要

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える新たな仕組みとして介護保険法に基づき平成 12 年 4 月から実施されたもので、保険者（市町村等）が要介護状態等になった被保険者に対して、必要な介護サービスに係る給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした制度である。その介護保険制度の安定的な運営に資するものとして、介護給付費等準備基金は設置された。

被保険者は、当該市町村に住所を有する 65 歳以上の者（以下「第 1 号被保険者」という。）等とされ、要介護状態等にあることについて市町村による認定を受けた被保険者（以下「要介護者等」という。）は、介護サービス計画に基づき、訪問介護、通所介護等の居宅サービスや介護老人福祉施設等の施設サービス保険給付を受けることとなっている。

なお、市町村は、介護保険に係る歳入及び歳出について特別会計を設けることとなっており、鳥取市においても「介護保険事業特別会計」を設け、管理を行っている。

また、介護保険は、3 年間の計画期間ごとにその期間を通じて同一の保険料を、介護サービスの見込量に見合うよう設定する方式を採用しているところ、この基金は、介護給付費が見込みを下回る場合は特別会計の剰余金を積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前の積み立て分から必要額を取り崩すなどの調整を行い、介護保険の財政の安定化を図っていく「財政調整型」の基金となっている。

基金の名称	介護保険給付費等準備基金
所管部署	福祉部長寿社会課
根拠条例	鳥取市介護給付費等準備基金条例
設置年月日	平成 12 年 4 月 1 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	0 円
設置当初の財源	決算剰余金

設置後の積立財源	決算剰余金、運用利息 (介護保険費特別会計)
----------	---------------------------

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	1,267,977,775	1,390,170,070	1,595,128,270	1,931,383,270	2,374,968,671

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	850,896,211	1,267,977,775	1,390,170,070	1,595,128,270	1,931,383,270
増 加	積 立 (特別会計)	487,650,943	126,103,000	265,637,759	510,001,325
	預託利息	125,621	189,295	239,441	47,675
	小 計	487,776,564	126,292,295	265,877,200	510,049,000
減 少	事 業 費	70,695,000	4,100,000	60,919,000	173,794,000
	小 計	70,695,000	4,100,000	60,919,000	173,794,000
当年度末残高	1,267,977,775	1,390,170,070	1,595,128,270	1,931,383,270	2,374,968,671

エ 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
介護サービス等諸費	69,668,000	7,620,000
介護予防サービス等諸費	1,687,000	195,000
審査支払手数料	84,000	10,000
保険料過年度分還付金	4,000,000	4,500,000
保険料還付加算金	100,000	100,000
合 計	75,539,000	12,425,000

オ 監査の結果

監査の結果、特に指摘等すべき事項はなかった。

なお、基金の積立財源は第 1 号被保険者の保険料の剰余金であり、基金の繰り入れ

及び繰り出しに関する管理は正確に行われているところである。現在の事務運営において問題は生じていないが、基金の繰り入れ及び繰り出しに関する管理について明文化されたものがない。マニュアル等を作成し、担当者の事務ミスや誤認等の防止を図ることが、よりよい事務運営につながると考える。

(16) 国民健康保険運営準備基金

ア 概要

国民健康保険制度のうち、鳥取市が保険者となる市町村国保については、国民健康保険費特別会計を設けて財政管理を行っている。国民健康保険運営準備基金は、安定的な年度間の国民健康保険料の維持等が図られるよう設置されたものであり、特別会計において財政の余剰が生じた場合には余剰金を基金へ積み立て、財政に不足が生じた場合には繰り入れを行うなど、市町村国保の運営において財政調整の機能を果たすものである。

基金の名称	鳥取市国民健康保険運営準備基金
所管部署	福祉部保険年金課
根拠条例	鳥取市国民健康保険運営準備基金条例
設置年月日	昭和 39 年 4 月 1 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	不明
設置当初の財源	不明
設置後の積立財源	決算余剰金 (国民健康保険費特別会計)

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

(単位：円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	1,139,591,492	1,487,726,339	1,673,759,847	1,673,809,873	1,673,859,905

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

(単位：円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	1,139,422,795	1,139,591,492	1,487,726,339	1,673,759,847	1,673,809,873
増 加	積 立 (特別会計)	347,919,783	185,787,671		
	預託利息	168,697	215,064	245,837	50,026
				50,032	

	小 計	168,697	348,134,847	186,033,508	50,026	50,032
減 少	事 業 費					
	小 計	0	0	0	0	0
当年度末残高		1,139,591,492	1,487,726,339	1,673,759,847	1,673,809,873	1,673,859,905

エ 令和４年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
一般被保険者医療給付費分	3,031,461,000	3,031,460,770
介護納付金分	314,124,000	314,123,680
予備費	100,000,000	0

オ 監査の結果

監査の結果、特に指摘等すべき事項はなかった。

(17) 温泉事業基金

ア 概要

温泉事業基金は、公共の福祉の推進、観光振興を目的とした鳥取市温泉事業の安定的な運営のため設置された。鳥取市温泉事業は、「鳥取市温泉事業配湯条例」に定められた特定の配湯区域（浜村温泉、鹿野温泉）において、配湯契約した利用者から自家用、営業用、その他施設等の区分に応じた配湯分担金や配湯料金を収受し、施設の維持管理費や改修費に充てることとしており、その収支は「鳥取市温泉事業特別会計」にて管理されている。

○鳥取市温泉事業配湯条例第2条（配湯区域）

1 鹿野温泉	鹿野町今市、気高町下石、鹿野町寺内
2 浜村温泉	気高町浜村、気高町勝見、気高町北浜二丁目、気高町北浜三丁目、気高町新町二丁目、気高町新町三丁目

○鳥取市温泉事業配湯条例第4条（配湯区分）

1 自家用配湯	個人等自家用に配湯するもの又は自治会の共同浴場等営利を目的としない施設に配湯するもの
2 営業用配湯	ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等営利を目的とした施設又は市が設置する温泉利用施設に配湯するもの
3 その他配湯	病院、診療所若しくは福祉施設又は農業用施設に配湯するもの

配湯区域の人口減少に伴う配湯契約者の減少にある中、温泉事業は財政的な厳しさを増している。これに伴い、本基金も特別会計の収支状況に応じ計画的な積立とならないことが課題となっている。今後の安定的な温泉事業運営のため、将来計画を策定しておくことが急務である中、市は、外部のコンサルティング会社等の協力を得ながら「鳥取市温泉事業経営プラン（令和4年度版 Ver. 3）」の素案を令和5年3月に作成し、成案策定に向けて支所及び温泉審議会と調整を行っているところである。

基金の名称	鳥取市温泉事業基金
所管部署	経済観光部観光・ジオパーク推進課
根拠条例	鳥取市温泉事業基金条例
設置年月日	平成16年11月1日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	0円
設置当初の財源	温泉配湯負担金、温泉使用料、利子及び配当金

設置後の積立財源	温泉配湯負担金、温泉使用料、利子及び配当金、前年度繰越金 (鳥取市温泉事業特別会計)
----------	---

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	45,899,618	54,708,143	75,955,035	93,164,855	113,345,446

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	31,057,436	45,899,618	54,708,143	75,955,035	93,164,855
増 加	積 立 (特別会計)	14,835,713	8,800,531	21,236,006	17,207,114
	預託利息	6,469	7,994	10,886	2,706
	小 計	14,842,182	8,808,525	21,246,892	17,209,820
減 少	事 業 費				
	小 計	0	0	0	0
当年度末残高	45,899,618	54,708,143	75,955,035	93,164,855	113,345,446

エ 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

オ 監査の結果

今回、この「鳥取市温泉事業経営プラン（令和 4 年度版 Ver. 3）」の内容について監査を行った。プランでは温泉事業の非常に厳しい見通しが示されていたが、基金の活用について計画に織り込まれており、監査の結果、特に指摘等すべき事項はなかった。

(18) 農業振興基金

ア 概要

農業振興基金は、農業振興を図るため、必要となる事業の財源確保のため設置された基金である。基金設置にあたっては鳥取いなば農業協同組合（以下「JA」という。）がその基金積立額の大半を出捐しており、「鳥取市農業振興基金管理運営委員会」においても JA 関係者が多数を占め、他の基金と異なり JA の影響力が強い基金である。

基金の名称	農業振興基金
所管部署	農林水産部農政企画課
根拠条例	鳥取市農業振興基金条例
設置年月日	平成 8 年 4 月 1 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	284,000,000 円
設置当初の財源	一般財源及び市農協寄附
設置後の積立財源	預託利息

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	275,634,377	271,900,301	254,448,158	237,114,308	205,418,689

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	289,253,256	275,634,377	271,900,301	254,448,158	237,114,308
増 加	積 立				
	預託利息	126,980	121,726	113,205	69,098
	その他(注 1)		439,000		
	小 計	126,980	560,726	113,205	69,098
減	事 業 費	13,745,859	4,294,246	17,565,348	17,402,948
					31,737,844

少	その他(注2)		556			
	小 計	13,745,859	4,294,802	17,565,348	17,402,948	31,737,844
当年度末残高		275,634,377	271,900,301	254,448,158	237,114,308	205,418,689

(注1) 令和元年度の増加額は、平成30年度に誤って取り崩した金額(439,000円)を次年度に積み直したものの。

(注2) 令和元年度の減少額は、平成30年度の大規模飼料作経営安定化基金利息(555円)を誤って農業振興基金に積み立てていたため次年度に大規模飼料作経営安定化基金に積み直したものの及び平成30年度の利息計算誤り(1円)を減額したものの。

エ 令和4年度における基金充当事業

充当内容(事業名等)	金額(単位:円)	
	当初予算額	執行額
次世代農業推進事業	0	0
農業情報収集のための国内交流事業	112,000	0
地場野菜生産振興対策事業	50,000	38,851
米穀品質向上対策支援事業	16,806,000	13,928,000
農作業受託組織等体制整備支援事業	5,459,000	2,190,000
園芸産地活力増進事業	0	1,180,136

オ 監査の結果

監査の結果、特に指摘等すべき事項はなかった。

(19) 大規模飼料作経営安定化基金

ア 概要

鳥取市北部に位置する湖山池は、水質浄化対策として平成 24 年 3 月に塩分濃度を高める汽水湖化が開始された。これを受け、鳥取県と鳥取市は地元に対し、湖山池の水を利用しない集落営農組織による大規模飼料作への転換と、それに伴う支援内容を提案し協議を積み重ねた。その結果、各地区とも水稲作から牧草作に転換することに合意が得られ、現在まで各集落の営農組織が安定して牧草生産するように支援してきている。

しかしながら、排水不良等から雑草が想定以上に繁茂するなど牧草の品質が低下することもあり、牧草生産は安定的なものでなかった。これまで、鳥取市は鳥取県と連携して牧草更新を支援することにより、経営を安定化させ、持続可能な牧草生産体制の確立を支援しているところである。

大規模飼料作経営安定化基金は、上記の中で、安定的な牧草生産体制の支援として農家の配分額を確保するために設置された。なお、平成 29 年度までは活用されていたものの、平成 30 年度の取崩を最後に基金の動きはない。

基金の名称	大規模飼料作経営安定化基金
所管部署	農林水産部農政企画課
根拠条例	鳥取市大規模飼料作経営安定化基金条例
設置年月日	平成 24 年 9 月 26 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	46,000,000 円
設置当初の財源	鳥取市一般財源及び鳥取県補助金
設置後の積立財源	預託利息

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	3,398,204	3,399,267	3,399,773	3,399,874	3,399,975

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高		5,783,763	3,398,204	3,399,267	3,399,773	3,399,874
増加	積立					
	預託利息		508	506	101	101
	その他（注）		555			
	小計	0	1,063	506	101	101
減少	事業費	2,385,559				
	小計	2,385,559	0	0	0	0
当年度末残高		3,398,204	3,399,267	3,399,773	3,399,874	3,399,975

（注）令和元年度の増加額は、平成 30 年度に発生した利息（555 円）を誤って農業振興基金に積み立てていたため、次年度に積み直したものの。

エ 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

オ 監査の結果

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、この基金は、役割を終えた際は鳥取県へ返還すべきものとなっている。基金の動きがないものの、今後の牧草生産の永続的な安定化は不透明なものがあり、基金による支援体制を維持しておくことは必要と考えられる。計画的に、又は急務として活用がなされなくても基金を設置しておく意義は高いと判断でき、基金の現状の対応として特に問題はない。

(20) 市行造林基金

ア 概要

市行造林とは、市が民間の土地所有者と分収造林契約を結び、市が地上権を設定する形でその所有者が有する山林又は原野等に対して立木の植栽・保育を行い、その後の伐採、売却により生じた利益を土地所有者と一定の割合で分け合うもので、森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として実施されてきた。

かつては、この分収造林事業に基づく木材の売却により利益が生まれ、その利益を市行造林基金へ積み立ててきたが、近年の木材価格の下落と低迷が続いていることから収支は厳しい状態であり、令和３年度及び令和４年度には逆に赤字を補填するために基金が取崩されているのが現状である。なお、収支改善に向けた取り組みが必要である中、令和９年度までの経営計画は策定されているところである。

基金の名称	市行造林基金
所管部署	農林水産部林務水産課
根拠条例	鳥取市市行造林基金条例
設置年月日	昭和 57 年 4 月 1 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	10,160,000 円
設置当初の財源	財産（市有林立木）売払収入
設置後の積立財源	財産売払収入、預託利息

イ 基金の年度末残高（過去５年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	26,196,259	26,200,180	26,204,089	26,034,750	25,866,065

ウ 基金の増減等（過去５年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	26,192,382	26,196,259	26,200,180	26,204,089	26,034,750
増					
積 立					
加					
預託利息	3,877	3,921	3,909	778	772

	小 計	3,877	3,921	3,909	778	772
減 少	事 業 費				170,117	169,457
	小 計	0	0	0	170,117	169,457
当年度末残高		26,196,259	26,200,180	26,204,089	26,034,750	25,866,065

エ 令和４年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
市行造林維持管理費	26,904,000	27,755,427

オ 監査の結果

監査の結果、特に指摘等すべき事項はなかった。

(21) 漁港整備推進基金

ア 概要

漁港整備推進基金は、平成 12 年度に第一種漁港の管理が県から市町村へ移管となったことに伴い、鳥取市及び合併前の旧町村が鳥取県から譲り受けた 5 漁港（岩戸漁港、酒津漁港、船磯漁港、夏泊漁港、長和瀬漁港）について、鳥取県から交付された「漁港建設事業償還基金造成費補助金」を原資に積立てられてきたものである。補助金の交付は令和 2 年度で終了しており、その後の基金積立原資は運用益（利息）のみである。なお、取崩しは行われていない。

漁港に関し平成 22 年までは長期整備計画があったが、現在は「長寿命化計画（機能保全計画）」として機能維持をしていくこととなった。これに伴い、現在は航路や泊地等の浚渫工事等を中心に行っているところ、将来的には国の支援のもと漁港の機能（用途）変更を行っていく可能性もあるとのことである。なお、機能（用途）変更に関しては今後の具体的な計画は策定されておらず、時期は未定である。

基金の名称	漁港整備推進基金
所管部署	農林水産部林務水産課
根拠条例	鳥取市漁港整備推進基金条例
設置年月日	平成 16 年 11 月 1 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	1,592,200 円
設置当初の財源	鳥取県補助金
設置後の積立財源	県補助金、預託利息

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	91,964,483	93,730,328	93,911,531	93,914,337	93,917,143

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	89,344,077	91,964,483	93,730,328	93,911,531	93,914,337

増 加	積立	2,606,914	1,751,914	167,200		
	預託利息	13,492	13,931	14,003	2,806	2,806
	小計	2,620,406	1,765,845	181,203	2,806	2,806
減 少	事業費					
	小計	0	0	0	0	0
当年度末残高		91,964,483	93,730,328	93,911,531	93,914,337	93,917,143

エ 令和4年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

オ 監査の結果

【指摘事項】市債の償還に合わせた取崩計画の策定について

漁港整備推進基金の活用方針について確認したところ、所管課としては、基金は将来到来する漁港の機能（用途）変更時の改修費用の原資に充当したいため、その方針が決まるまでは留保する考えを持っている旨の説明を受けた。その機能（用途）変更の時期が決まっていないこともあり、現時点においては基金の具体的な活用計画は策定されていない。

しかし、この基金の積立の原資である鳥取県の「漁港建設事業償還基金造成費補助金」は、平成12年度の漁港管理が市町村へ移管となったことに伴い漁港建設事業の市町村負担軽減のために交付を受けた補助金であり、漁港建設事業のための市債償還の負担軽減のため行う基金積立に対するものである。これを受けて、漁港建設事業に関し発行した市債の残額の現況を確認したところ、平成19年3月26日から平成22年5月31日までの間に発行し、今後償還期限を迎える市債が140,144,393円残っていることがわかった。

漁港整備推進基金は、原資となった県補助金の本来目的のために活用すべきである。そして、これから満期を迎える市債の償還スケジュールに沿い、基金の取崩計画を策定すべきである。また、別途将来の機能（用途）変更のための資金が必要であれば、現在の基金残高を充当しようとするのではなく、別途財源確保について模索し、積み立ての検討をされたい。

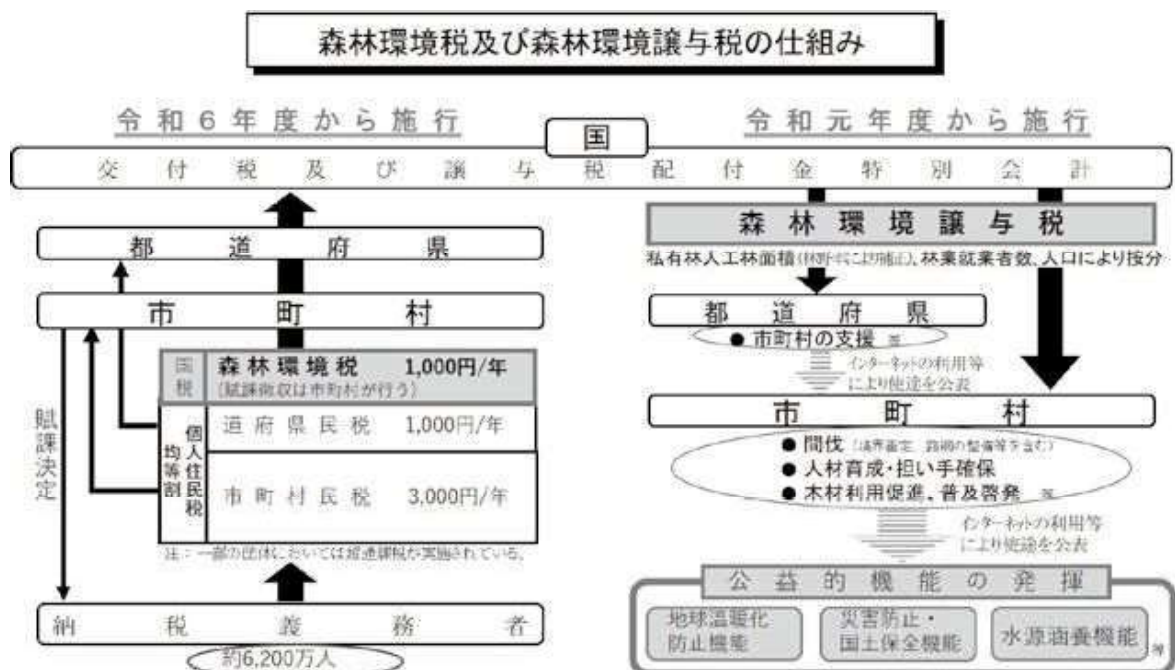
(22) 森林環境譲与税基金

ア 概要

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっている。このような現状の下、平成 30 年 5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設された。

「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元年度から、市町村と都道府県に対して、一定の客観的な基準で按分して譲与され、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。

森林環境譲与税基金は、国からの譲与金を積み立て、目的に沿い計画的な執行に資するものとして設置された。



(林野庁 HP より)

基金の名称	森林環境譲与税基金
所管部署	農林水産部林務水産課
根拠条例	鳥取市森林環境譲与税基金条例
設置年月日	令和元年7月1日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	17,837,000 円
設置当初の財源	森林環境譲与税譲与金（国）
設置後の積立財源	森林環境譲与税譲与金（国）、預託利息

イ 基金の年度末残高（過去5年間）（単位：円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
預 金		17,837,000	58,547,425	124,512,219	204,601,273

ウ 基金の増減等（過去5年間）（単位：円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度末残高		0	17,837,000	58,547,425	124,512,219
増 加	積 立	17,837,000	55,746,000	75,205,000	86,578,000
	預託利息		5,825	3,034	5,239
	小 計	0	0	0	0
減 少	事業費		15,041,400	9,243,240	6,494,185
	小 計	0	15,041,400	9,243,240	6,494,185
当年度末残高		17,837,000	58,547,425	124,512,219	204,601,273

エ 令和4年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
林業新規就業者支援対策事業費	508,000	188,959
森林経営管理事業費	35,961,000	46,279,109

再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会事務費	75,000	51,350
造林事業費	29,980,000	28,382,069
森づくり作業道整備事業費	19,459,000	13,723,580
林業・木材産業強化総合対策事業費	37,484,000	24,070,000
森林産業イノベーション推進事業費	0	9,016,140

オ 監査の結果

監査の結果、特に指摘等すべき事項はなかった。

(23) 中山間地域農村活性化基金及び中山間ふるさと・水と土保全対策基金

ア 概要

農地や土地改良施設は、農業生産に資する機能や国土の保全、生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様な公益的機能を有しており、この機能を発揮させるためには、農地等の利活用に係る地域住民活動の活発化を図ることが重要とされ、そのための事業の実施に資するものとして、平成 5 年に基金が設置された。

なお、現在において、この趣旨のために設置された基金は 2 つ存在する。「中山間地域農村活性化基金」は以前から市が設置していたものであり、「中山間ふるさと・水と土保全対策基金」は平成 16 年の市町村合併に際し、合併前の各旧町村が有していた基金を一つに統合する形で設置したものである。

○中山間地域農村活性化基金

基金の名称	中山間地域農村活性化基金
所管部署	農林水産部農村整備課
根拠条例	鳥取市中山間地域農村活性化基金条例
設置年月日	平成 5 年 9 月 24 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	10,000,000 円
設置当初の財源	国費（1/3 以下）
設置後の積立財源	預託利息

i 基金の年度末残高（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	8,012,652	8,013,850	8,015,045	8,015,285	8,015,525

ii 基金の増減等（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	8,011,467	8,012,652	8,013,850	8,015,045	8,015,285
増加					
積 立					

	預託利息	1,185	1,198	1,195	240	240
	小 計	1,185	1,198	1,195	240	240
減少	事業費					
	小 計	0	0	0	0	0
当年度末残高		8,012,652	8,013,850	8,015,045	8,015,285	8,015,525

iii 令和4年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

○中山間ふるさと・水と土保全対策基金

基金の名称	中山間ふるさと・水と土保全対策基金
所管部署	農林水産部農村整備課
根拠条例	鳥取市中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例
設置年月日	平成16年11月1日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	10,065,000円
設置当初の財源	国費（1/3以下）
設置後の積立財源	預託利息

i 基金の年度末残高（過去5年間）（単位：円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
預 金	4,839,056	4,839,780	4,840,501	4,840,644	4,840,787

ii 基金の増減等（過去５年間）

（単位：円）

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高		4,838,341	4,839,056	4,839,780	4,840,501	4,840,644
増加	預託利息	715	724	721	143	143
	貸付利息					
	小 計	715	724	721	143	143
減少	事業費					
	小 計	0	0	0	0	0
当年度末残高		4,839,056	4,839,780	4,840,501	4,840,644	4,840,787

ii 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし	7,583,718	7,386,923

イ 監査の結果

【指摘事項】基金の統合について

「中山間地域農村活性化基金」と「中山間ふるさと・水と土保全対策基金」は、趣旨を同じくするものである。また、今後これらの基金を活用する際においても、その対象となる農地等が統合前の旧基金の管轄区域（合併前の市町村区分）に限定されるものでない。これらのことを考慮すると、市町村合併後の現在においては、２基金を別個に管理運営していく合理性がなく、むしろ一体活用することが運営上効率的であると考えられるため、「中山間地域農村活性化基金」「中山間ふるさと・水と土保全対策基金」の２基金は、一つの基金に統合すべきである。

(24) 気高町奥沢見地区渇水対策事業基金

ア 概要

国土交通省が施工した鳥取西道路工事に起因し、鳥取市気高町奥沢見地内の農業用水が枯渇したため、国土交通省は、当該地内の渇水対策として農業用水確保のために施設を設置し、その後、維持管理等を鳥取市へ移管した。その移管に伴い、施設の維持管理費は鳥取市が負担していくこととなるが、現在、その負担は国土交通省が補償しており、具体的な金額については両者の協議により決定している。

気高町奥沢見地区渇水対策事業基金は、市の独自の判断により、その補償費を市が積み立てるために設置されたものであり、渇水対策施設の長期にわたる円滑な管理運営に役立てるものとされている。

基金の名称	気高町奥沢見地区渇水対策事業基金
所管部署	農林水産部農村整備課
根拠条例	鳥取市気高町奥沢見地区渇水対策事業基金条例
設置年月日	令和3年6月30日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	7,538,612円
設置当初の財源	国費
設置後の積立財源	預託利息

イ 基金の年度末残高（過去5年間）（単位：円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計	0	0	0	7,583,718	7,386,923

ウ 基金の増減等（過去5年間）（単位：円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度末残高				0	7,538,718
増					
積立				7,538,612	
増加					
預託利息				106	225
小計				7,538,718	225

減 少	事業費					152,020
	小計				0	152,020
当年度末残高					7,538,718	7,386,923

エ 令和4年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
農道等維持管理事業費	2,736,000	152,020

オ 監査の結果

監査の結果、特に指摘等すべき事項はなかった。

(25) 殿ダム水源地域対策事業基金

ア 概要

殿ダム水源地域対策事業基金は、殿ダム建設工事と並行する形で平成 16 年 10 月に「殿ダム周辺整備計画検討委員会」が発足し、水源地域振興に向けた対策が推進される中、平成 16 年 11 月に設置されたものである。

殿ダム水源地域における水源地域振興対策については、平成 18 年に周辺整備計画である「殿ダム湖周辺地域ふるさと再生 21 プラン」が策定され、水源地域の自然環境や歴史・文化を保全・活用しながら、地域の実情に応じ、水源地域である国府町大茅・成器地区の自立的・持続的な活性化はもとより、広く鳥取市全域の幅広いニーズに応える殿ダム湖周辺の利活用についてとりまとめられている。

その後、現在まで基金は継続して殿ダム周辺広場指定管理料以外の各種地域振興対策事業の財源として、活用されている。

基金の名称	殿ダム水源地域対策事業基金
所管部署	都市整備部都市環境課
根拠条例	鳥取市殿ダム水源地域対策事業基金条例
設置年月日	平成 16 年 11 月 1 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	204,057,696 円
設置当初の財源	国府町殿ダム水源地域対策基金
設置後の積立財源	預託利息

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	185,587,117	181,057,662	174,557,507	168,074,764	163,310,636

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	188,335,443	185,587,117	181,057,662	174,557,507	168,074,764
増 積 立	27,534	27,200	26,183	5,052	4,903

加	預託利息					
	小 計	27,534	27,200	26,183	5,052	4,903
減 少	事 業 費	2,775,860	4,556,655	6,526,338	6,487,795	4,769,031
	小 計	2,775,860	4,556,655	6,526,338	6,487,795	4,769,031
当年度末残高		185,587,117	181,057,662	174,557,507	168,074,764	163,310,636

エ 令和4年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
殿ダム対策費 （殿ダム周辺広場指定管理料を除く）	6,270,000	4,259,210

オ 監査の結果

監査の結果、特に指摘等すべき事項はなかった。

(26) 緑化基金

ア 概要

緑化基金は「全国都市緑化フェア」の開催に向けて必要な財源を確保するために設置されたものである。「全国都市緑化フェア」は都市緑化意識の高揚や都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより、都市緑化を全国的に推進し、緑豊かな都市づくりに寄与することを目的としたものであり、平成 25 年度には鳥取市において第 30 回全国都市緑化とっとりフェアが開催されている。なお、フェア終了後は、各種緑化事業の推進のために基金が活用されている。

【フェア概要】

- ・ 名称 第 30 回全国都市緑化とっとりフェア
(愛称：水と緑のオアシスとっとり 2013)
- ・ 主催 鳥取県、鳥取市、公益財団法人都市緑化機構
- ・ 会期 平成 25 年 9 月 21 日から 11 月 10 日まで
- ・ 主会場 湖山池公園

基金の名称	緑化基金
所管部署	都市整備部都市環境課
根拠条例	鳥取市緑化基金条例
設置年月日	平成 23 年 3 月 9 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	350,000,000 円
設置当初の財源	一般財源
設置後の積立財源	預託利息

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

(単位：円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	833	833	833	833	833

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高		833	833	833	833	833
増加	積立					
	預託利息					
	小計	0	0	0	0	0
減少	事業費					
	小計	0	0	0	0	0
当年度末残高		833	833	833	833	833

エ 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

オ 監査の結果

【指摘事項】基金の廃止について

緑化フェア終了後は、都市緑化に関連する事業に基金を充当してきたものの、残りが 833 円となり、その後は基金の動きがない。また、令和 4 年度における都市緑化に関する事業は次のとおりであるが、基金に頼らずとも事業遂行に支障はない。

事業名	事業費の額（決算額）	財源
緑化推進事業	4,392,500 円	一般財源
花と緑のフェア開催補助金	175,000 円	一般財源
芝生化推進事業	16,156,800 円	一般財源

基金は、地方自治法第 208 条第 2 項（会計年度及びその独立の原則）「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。」ものの例外とされている。フェア終了後も支障なく事業が運営されていることをみると、基金を用いて将来の資金需要を見越した準備や、年度間の平準化を図らなければいけない状況にはない。つまり基金は役割を終えたと判断できるため、この基金を廃止し、残された現金を一般会計に繰り入れるべきである。

(27) 下水道等事業推進基金

ア 概要

鳥取県は市が行った公共下水道の管渠整備事業や農林漁業集落排水事業に関し行った起債について補助金を交付してきており、下水道等事業推進基金は、それを積み立てるために設置されたものである。なお、補助金は令和4年度をもって終了していることから、今後は基金を市債の償還財源として活用していくこととしている。

また、本基金は災害時のトイレ対策費用の財源積み立ての目的を持っている。南町防災トイレ（袋川左岸地域災害時トイレ：鳥取市南町305番地1ほか）は、鳥取市においても大きな被害が想定される大規模地震に備え、市の下水道地震対策緊急事業の一環として、マンホールトイレシステムと備蓄倉庫が設置されており、発災時にはマンホールトイレ（テント張38基）と可搬式ポンプ、発電機が稼働することを想定している。災害のない平時においては一般の自動車駐車場として賃貸しており、その賃料から必要経費等を差し引いた残額を基金へ積み立て、災害時の費用の財源として活用することとしている。

基金の名称	下水道等事業推進基金
所管部署	下水道部下水道企画課
根拠条例	鳥取市下水道等事業推進基金条例
設置年月日	平成28年4月1日 （「公共下水道事業推進基金条例」は平成7年12月21日） （「集落排水事業推進基金条例」は平成6年12月30日） 集落排水事業推進基金を公共下水道事業推進基金に統合し、名称を下水道等事業推進基金に変更。
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	45,563,000円
設置当初の財源	① 鳥取県公共下水道事業推進基金造成事業費補助金 ② 鳥取県農林漁業集落排水事業推進基金造成事業費補助金
設置後の積立財源	① 鳥取県公共下水道事業推進基金造成事業費補助金 ② 鳥取県農林漁業集落排水事業推進基金造成事業費補助金 ③ 集落排水加入金 ④ 南町駐車場使用料 ⑤ 預託利息

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	244,283,125	166,517,735	88,420,757	89,482,518	90,130,904

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	292,937,680	244,283,125	166,517,735	88,420,757	89,482,518
増 加	積 立	3,022,445	2,234,610	1,903,022	1,061,761
	預託利息				
	小 計	3,022,445	2,234,610	1,903,022	1,061,761
減 少	事 業 費	51,677,000	80,000,000	80,000,000	
	小 計	51,677,000	80,000,000	80,000,000	0
当年度末残高		244,283,125	166,517,735	88,420,757	89,482,518

エ 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

オ 監査の結果

監査の結果、特に指摘等すべき事項はなかった。

(28) 市立学校基金

ア 概要

市立学校基金は「学校林」と密接に関連している基金である。「学校林」は、特に第２次世界大戦以後の国土復興運動の一環として森林資源の確保や公共福祉への寄与など教育上重要なものとされ、学校の基本財産・建築等資材としての利用のほか、教科・課外活動等での利用や、地域活動による自然体験、林業奉仕体験等として活用されてきた。

市立学校基金は、その学校林の植生する山林・原野を財産とし、その学校林を源泉として生じた収益（松・杉・桧等の木材売却や賃貸収入など）を積立ててきている。

基金の名称	市立学校基金
所管部署	教育委員会事務局教育総務課
根拠条例	鳥取市立学校基金条例
設置年月日	昭和 39 年 4 月 1 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	0 円
設置当初の財源	なし
設置後の積立財源	貸付料、預託利息等

○基金に属する不動産の概況

基金に属する財産は現金のほか不動産が存在し、その詳細は次のとおりである。

地目	鳥取市大字	地番	備考
山林	三山口	373	
山林	湖山町南四丁目	102	
山林	湖山町南四丁目	103	
山林	湖山町南四丁目	104	
原野	百谷	519-1	
原野	百谷	520-1	
原野	百谷	521	
原野	百谷	522-1	

原野	百谷	474	
原野	百谷	494-8	
原野等	下砂見	1599	賃貸借中
原野等	下砂見	1600	賃貸借中
原野等	下砂見	1602	賃貸借中
原野等	下砂見	1604	賃貸借中
原野等	下砂見	1606	
原野等	下砂見	1608	
原野等	下砂見	1609	賃貸借中
原野等	下砂見	1611	賃貸借中
原野等	下砂見	1612	賃貸借中
原野等	下砂見	1613	賃貸借中
原野等	下砂見	1614	賃貸借中
原野等	下砂見	1615	賃貸借中
原野等	下砂見	1616	賃貸借中
原野等	下砂見	1617	賃貸借中
原野等	下砂見	1619	賃貸借中
原野等	下砂見	1620	賃貸借中
原野等	下砂見	1621	賃貸借中
原野等	下砂見	1622	
原野等	下砂見	1623	
原野等	下砂見	1624	
原野等	下砂見	1625	賃貸借中
原野等	下砂見	1626	
原野等	下砂見	1627	賃貸借中
原野等	下砂見	1628	賃貸借中
原野等	下砂見	1629	賃貸借中
原野等	下砂見	1630	
原野等	下砂見	1631	賃貸借中
原野等	下砂見	1632	
原野等	下砂見	1633	賃貸借中
原野等	下砂見	1634	賃貸借中
原野等	下砂見	1635	賃貸借中
原野等	下砂見	1636	賃貸借中
原野等	下砂見	1637	賃貸借中

原野等	下砂見	1638	賃貸借中
原野等	下砂見	1640	
原野等	下砂見	1641	
原野等	下砂見	1642	
原野等	下砂見	1644	
原野等	下砂見	1646	
原野等	下砂見	1647	
原野等	下砂見	1648	賃貸借中
原野等	下砂見	1649	
原野等	下砂見	1684	
原野等	下砂見	1685	
原野等	下砂見	1686	
原野等	下砂見	1687	
原野等	下砂見	1688	
原野等	下砂見	1689	
原野等	下砂見	1690	
原野等	下砂見	1691	
原野等	中砂見	1541	
原野等	下砂見	1552-1	
原野等	下砂見	1559	
原野等	下砂見	1618-1	
原野等	下砂見	1618-2	
原野等	下砂見	1639-2	
原野等	下砂見	1645-1	
原野等	下砂見	1645-2	
原野等	下砂見	1650-1	賃貸借中

不動産の取得経緯は資料が残されておらず不明である。大字の地名のうち「三山口」は「旧松保小学校」（廃校）、「湖山町南四丁目」は「湖山小学校」、「百谷」は「稲葉山小学校」、「下砂見」は「旧神戸小学校」（廃校）学校林である。

なお、現在これらの不動産は全て学校林として活用されていない。小学校が廃校になっているケース（旧松保小学校、旧神戸小学校）もあり植栽管理を行っていない土地もあるほか、旧神戸小学校の学校林は桃の栽培用途として営農者に賃貸されているなど、基金の本来目的と大きくかけ離れているのが実態である。

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	7,649,170	7,715,874	7,761,585	7,808,024	7,858,936

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	7,582,489	7,649,170	7,715,874	7,761,585	7,808,024
増 加	積 立	66,681	66,704	45,711	46,439
	預託利息				
	小 計	66,681	66,704	45,711	46,439
減 少	事 業 費				
	小 計	0	0	0	0
当年度末残高	7,649,170	7,715,874	7,761,585	7,808,024	7,858,936

エ 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

オ 監査の結果

【指摘事項】基金の在り方の検討について

今後、学校林としての活用がなされないのであれば、その目的を果さないものとして基金廃止も含めた基金の在り方を検討すべきである。

なお、仮に基金の廃止を選択することになれば、基金の現預金は一般会計へ、不動産は普通財産への繰り入れが必要となるが、下砂見地区の不動産についてはその一部を賃貸しているため、賃借人への影響を考慮する必要がある。その場合、賃借人へ契約変更の交渉を行い、了承が得られることを前提に基金廃止を検討されたい。

(29) 特別支援学級教育振興基金

ア 概要

特別支援学級教育振興基金は、昭和 44 年に、日本海テレビジョン放送㈱から開局 10 周年記念として受けた寄附付金を基に創設した基金である。当時の寄附額は 120 万円であり、その元本額を現在も維持している。

日本海テレビジョン放送㈱からの寄附金をあえて基金として積立てた経緯については、鳥取市にも日本海テレビジョン放送㈱にも当時の資料が残されていないため不明である。

現在は基金条例に基づき、「特別支援学級教育の振興を図る」ことを目的に「特別支援教育推進事業費」に基金運用益が充当されているのみである。

○令和 4 年度特別支援教育推進事業費（特別支援教育支援員配置事業費）

- ・概要 特別支援教育支援員を配置し、障がいのある児童生徒の障がいの状況や教育的ニーズに応じた学習指導及び生活指導を教員の補助をしながら実施する事業

- ・歳出実績 118,990,480 円

（会計年度任用職員の給与、社会保険料、通勤手当、旅費等）

うち基金充当額 35 円

基金の名称	特別支援学級教育振興基金
所管部署	教育委員会事務局学校教育課
根拠条例	鳥取市特別支援学級教育振興基金条例
設置年月日	昭和 44 年 4 月 1 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	1,200,000 円
設置当初の財源	寄附金
設置後の積立財源	預託利息

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高		1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
増 加	積 立					
	預託利息	177	179	179	35	35
	小 計	177	179	179	35	35
減 少	事 業 費	177	179	179	35	35
	小 計	177	179	179	35	35
当年度末残高		1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000

エ 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
特別支援教育推進事業費	120,129,000	118,990,480

オ 監査の結果

【指摘事項】 条例の改廃を前提とした基金の在り方の検討について

特別支援学級教育振興基金は、鳥取市特別支援学級教育振興基金条例第 2 条により「基金の額は、120 万円とする。」と規定されており、元本固定による運用利息の活用を前提とした「運用型」の基金となっている。

現在、運用利息を事業費に充当しているものの、その元本が 120 万円と比較的小規模である上、近年の低金利情勢が影響し、基金から生じる利息額はわずかであり、事業に与える基金の効果がほとんどみられない。かつ、この状況でありながら、条例により元本額が定められているため、基金を有効活用するための手立てを講じることができない。つまり、このままであれば、今後においても基金が有効に機能しない状態が続くと推察される。

については、速やかに、条例の改正又は廃止を前提とした基金の根本的な在り方を検討すべきである。具体的には、条例改正により基金元本の増減を可能とし基金に実効性を持たせるか、又は、条例の廃止により基金を廃止するか、もしくは他の基金へ統合するか等の対策が考えられる。

(30) 教育福祉振興基金

ア 概要

教育福祉振興基金は、昭和 60 年に実業家である個人から、教育振興のため 50,000,000 円の寄附を受けたことから設置された。これに伴い、昭和 62 年には「中学校就学奨励及び心身障害者通所作業訓練事業補助金」が制度化され、毎年、当該実業家個人の関連企業からの寄附金を原資として、補助金の交付が継続している。

中でも「中学校就学奨励補助金」は、鳥取市に居住する中学校又は義務教育学校後期課程の優良な生徒で、経済的に恵まれない者に対し、高校進学に係る教材費等（一人当たり 10,000 円～15,000 円）を交付する補助金である。

また、「心身障害者通所作業訓練事業補助金」は、鳥取市の心身障害者通所作業訓練事業所へ交付する補助金であるが、現在は募集を行っておらず、補助金交付実績はない。

基金の名称	教育福祉振興基金
所管部署	教育委員会事務局学校保健給食課
根拠条例	鳥取市教育福祉振興基金条例
設置年月日	昭和 60 年 6 月 28 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	50,000,000 円
設置当初の財源	寄附金
設置後の積立財源	預託利息及び配当金、寄附金

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	51,980,635	52,286,224	54,993,348	54,909,991	54,626,632

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	51,782,969	51,980,635	52,286,224	54,993,348	54,909,991
増 積 立	500,000	607,800	3,009,000	500,000	600,000

加	預託利息	7,666	7,789	8,124	1,643	1,641
	小 計	507,666	615,589	3,017,124	501,643	601,641
減 少	事業費	310,000	310,000	310,000	585,000	885,000
	小 計	310,000	310,000	310,000	585,000	885,000
当年度末残高		51,980,635	52,286,224	54,993,348	54,909,991	54,626,632

エ 令和4年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
就学奨励補助金	915,000	885,000

オ 監査の結果

【指摘事項】寄附金の積極的活用について

平成31年に株式会社から、「貧困世帯への支援、児童施設や母子寮などの児童支援のため役立ててほしい」と9,000,000円の寄附がなされた。市はその寄附金額について、令和元年度に「母子自立支援員設置費」として3,757,000円を、「子どもの貧困対策推進事業費」として2,734,000円を事業費に充て、残りの2,509,000円を基金へ積み立てた。しかしその後積み立てた寄附金は活用されず、寄附者から活用状況について質問があったにも関わらず積み立てられたままであるため、寄附者の意図に沿い、取り崩して活用すべきである。

【指摘事項】補助金廃止に伴う補助金交付要綱の改正について

教育福祉振興基金条例に基づき交付する補助金としては「中学校就学奨励及び心身障害者通所作業訓練事業補助金交付要綱」において「中学校就学奨励補助金」と「心身障害者通所作業訓練事業補助金」が規定されている。しかし、「心身障害者通所作業訓練事業補助金」は、平成18年度の障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の施行以後同法による訓練等給付費で代替されるようになったため、現在は制度として実施されていない。今後においてもこの補助金制度を実施する見込みがないと判断できるので、市民に誤解を与えないよう補助金交付要綱から関連条項を削除されたい。

【指摘事項】補助金の採択基準の整備について

「中学校就学奨励補助金」については、交付要件の一つに「優良な生徒であること」があるが、何をもって優良とするかなどの具体的・客観的な基準は設けられておらず、

その判断を学校長の推薦（裁量）に委ねている。

学校長の「優良な生徒」の判定に際しては、学業のみならず、学習意欲や生活態度、部活動や地域・家庭での貢献等を多面的に評価しているとのことであるが、補助金交付の公正性を担保するため、評価項目の明確化やその数値化を伴った客観的な選定基準を設けるべきである。

(31) 青少年育成基金

ア 概要

青少年育成基金は、青少年の健全育成を推進するため、鳥取久松ライオンズクラブからの寄附金（4,000,000 円）と一般財源（1,000,000 円）を基に、昭和 55 年 10 月 1 日に設置された。なお、平成 28 年度において、「鳥取市少年スポーツ振興基金」を統合し、現在の規模となっている。

青少年の健全育成事業の範囲は幅広く、鳥取市青少年育成基金条例によると次のとおり設定されているところである。

第 4 条(運用益金の処理)

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入し、又は青少年の健全育成事業に充てるものとする。

2 前項に規定する青少年の健全育成事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化活動振興事業
- (2) 家庭の教育力向上事業
- (3) 社会奉仕体験活動事業
- (4) 自然体験活動事業
- (5) 小学生及び中学生を対象としたスポーツ振興事業
- (6) その他鳥取市教育委員会が適当と認める事業

なお、平成 28 年度の基金統合以後の基金の活用実績は 1 件のみであり、平成 30 年度に鳥取市において実施された全国中学校体育大会の一部である「第 49 回全国中学校サッカー大会」の市町村負担金（2,000,000 円）に対し、令和元年度において充当した。

基金の名称	青少年育成基金
所管部署	教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課
根拠条例	鳥取市青少年育成基金条例
設置年月日	昭和 55 年 10 月 1 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	5,000,000 円
設置当初の財源	寄 附 金：4,000,000 円（鳥取久松ライオンズより） 一般財源：1,000,000 円
設置後の積立財源	寄附金、一般財源

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	26,840,256	24,844,025	24,847,732	24,848,474	24,849,216

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	26,836,284	26,840,256	24,844,025	24,847,732	24,848,474
増 加	積 立				
	預託利息	3,972	3,769	3,707	742
	小 計	3,972	3,769	3,707	742
減 少	事 業 費	2,000,000			
	小 計	0	2,000,000	0	0
当年度末残高	26,840,256	24,844,025	24,847,732	24,848,474	24,849,216

エ 令和 4 年度における基金充当事業

充当内容（事業名等）	金額（単位：円）	
	当初予算額	執行額
なし		

オ 監査の結果

【意見】スポーツ分野以外への基金の活用について

これまでの事業充当実績は「全国中学校選抜体育サッカー大会」の市町村負担金の 1 件のみであった。しかし、「鳥取市青少年育成基金条例」第 4 条 2 項に記載する青少年の健全育成事業は、スポーツ分野だけでなく、文化活動や社会奉仕活動も該当する旨が定義されているため、幅広くスポーツ分野以外の事業に活用していくのが望ましいと考える。

また、「全国中学校選抜体育サッカー大会」は全国中学校体育大会の一部であり、いわゆる地区の持ち回りとされるもので、かつ市が主体的に行うものでない。当該大会における市町村負担金への基金充当も、義務的支出の財源を基金としただけにすぎない印象を受ける。青少年育成基金の成り立ちが寄附であることを改めて考え、市が主体となり青少年健全育成事業を積極的に展開されることが望まれる。

3 その他

公営企業会計に係る基金は、その性質が利益剰余金と同義であることや、近年残高がゼロであることを考慮して、今回の監査においては指摘事項及び意見が述べないものとする。以下、参考として概要を記載する。

○鳥取市水道事業基金

ア 概要

基金の名称	鳥取市水道事業基金
所管部署	水道局
根拠条例	鳥取市水道事業基金条例
設置年月日	昭和 39 年 4 月 1 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	2,258,222 円
設置当初の財源	利益剰余金
設置後の積立財源	利益剰余金
基金の終了予定	無

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
計	0	0	0	0	0

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）

（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	0	0	0	0	0
増加	積立				
	預託利息				
	小計	0	0	0	0
減少	事業費				
	小計	0	0	0	0
当年度末残高	0	0	0	0	0

○鳥取市病院事業基金

ア 概要

基金の名称	鳥取市病院事業基金
所管部署	鳥取市立病院
根拠条例	鳥取市病院事業基金条例
設置年月日	昭和 39 年 4 月 1 日
基金の種類	特定目的基金
基金当初設置額	948,987 円
設置当初の財源	利益剰余金
設置後の積立財源	利益剰余金
基金の終了予定	無

イ 基金の年度末残高（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
計	0	0	0	0	0

ウ 基金の増減等（過去 5 年間）（単位：円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度末残高	0	0	0	0	0
増 加	積 立				
	預託利息				
	小 計	0	0	0	0
減 少	事 業 費				
	小 計	0	0	0	0
当年度末残高	0	0	0	0	0

